

2018 年度

## 「企業のエシカル通信簿」調査票

持続可能な社会をめざす消費者目線の  
企業の CSR 活動・環境活動 評価・調査

ア 持続可能な開発(社会)

イ 環境

ウ 消費者

エ 人権・労働

オ 社会・社会貢献

カ 平和・非暴力

キ アニマルウェルフェア



消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本プロジェクトは Readyfor のクラウドファン্ডで多くの方の支援及びパタゴニア環境助成金プログラムを受けて実施しています

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- ◆選択肢で、□は複数回答可、○は単一回答を意味します。
- ◆調査項目によっては、必ずしも当該業種に合致しないものが含まれています。設問文に【家電】【外食】(簡略表示にしています。ご了解をお願いいたします)の表示があるものは、当該事業種のみを対象にしています。
- ◆青色字で入れましたのは調査内容の注釈等です。

## ア 持続可能な開発(社会)

### A 理念とビジョン

1. 企業理念経営理念、社是、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針等の中で「持続可能性」について次のように位置づけていますか。(複数回答可)

注:理念、ビジョン、方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合は a~e にチェックしないでください。

注:「持続可能性」を明記していても「経済の持続可能性」「経済成長の持続可能性」と経済に限定しているものは除いてください。

- (a) 企業理念、経営理念、社是等の中心コンセプトの一つとして「持続可能性」を本文に明記している。
- (b) 企業理念、経営理念、社是等の本文に、中心的なものではないが「持続可能性」を明記している。
- (c) (中長期)経営戦略、経営ビジョン、経営計画等の本文に、「持続可能性」を中心コンセプトの一つとして明記している。
- (d) (中長期)経営戦略、経営ビジョン、経営計画等の本文に、「持続可能性」を明記している。
- (e) CSR 方針、環境方針等の本文に明記している。
- (f) 企業理念、経営理念、経営戦略、経営ビジョン、経営計画等の本文にはないが、それに基づく方針等やウェブサイト等の付帯説明文に「持続可能性」を明記している。  
注:(a)~(d)にチェックがない場合のみチェックしてください。
- (g) CSR 方針、環境方針等の本文にはないが、ウェブサイト等の付帯説明文に「持続可能性」を明記している。  
注:(e)にチェックがない場合のみチェックしてください。
- (h) 代表メッセージに「持続可能性」を明記している。
- (i) 上記のような位置づけはしていない、もしくは不明。

2. 将来における持続可能な日本もしくは世界の社会像(脱炭素社会像等も含む)を明確に描き、それを実現するための企業が果たす役割などを明記した文書や計画等を作成していますか。

注:「持続可能性な社会像」を明確に描いていても、内容が経済、技術が中心で、環境や社会があ

より描かれていないものは除いてください。

- (a) 将来の持続可能な日本もしくは世界の社会像を描き、それを実現するために当社が果たす社会的役割を明記したものを作成している。
- (b) 将来の持続可能な日本もしくは世界の社会像は具体化していないが、持続可能な社会構築に向けて当社が果たす社会的役割を明記したものを作成している。
- (c) 明記したものを作成していない、もしくは不明。

## **B. 持続可能な社会、CSR をすすめるための基準等への参加**

1. 持続可能な社会、CSR をすすめるための次の基準等に参加、署名、支持、利用等をしていま  
すか。(複数回答可)
  - (a) 国連グローバル・コンパクト
  - (b) OECD 多国籍企業ガイドライン
  - (c) GRI ガイドライン
  - (d) ISO26000
  - (e) エコステージ 5
  - (f) KES ステップ 2SR
  - (g) ISO20400

## **C. SDGs**

1. SDGs(持続可能な開発目標)の目標とターゲットについて、次のような取り組みが行われてい  
ますか。(複数回答可)
  - (a) 担当部署を明確化している。
  - (b) SDGs に取り組む全社的体制を構築している。
  - (c) SDGs17 の目標とターゲットの中で優先的に取り組む課題を設定している。
  - (d) (c)で設定した課題に対して、目標を設定している。  
(設定した目標数:                   )
  - (e) (c)で設定した課題については正のみならず負の影響も考慮している。
  - (f) SDGs を活用して持続可能な社会づくりに貢献することを、ウェブサイト、環境・CSR 報告書等  
で公表している。
  - (g) SDGs17 の目標を自社の事業、活動に関連して整理し落とし込んでいる。
  - (h) SDGs の取り組みを経営に落とし込むために、NPO・NGO、消費者団体等のステークホルダ  
ーと対話を行った。
  - (i) SDGs を主テーマとした社員研修を実施した。
  - (j) SDGs について、サプライヤーと情報共有などの取り組みをすすめている。
  - (k) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

## **D. ESD(持続可能な開発のための教育)**

注:ESD は持続可能な社会を担う人材育成を含むもので、ESD と称していなくても実質上実施して  
いる場合を含んでください。

## 1. ESD 研修

### ア. 全従業員対象研修

全従業員を対象とした ESD (eラーニング、集合教育を問わない。ただし単発の講演会ではなく、一定のカリキュラム化されたもの) 研修を実施していますか。(複数回答可)

注:2014 年度以降に実施されたものに限ってください。

- (a) 国内で実施している。
- (b) 海外で実施している。
- (c) 海外には支社、事業所、工場等がない。
- (d) (a) (b) にチェックがあった場合、その研修実施に当たって NGO/NPO との協働(プログラムの開発、実施、講師としての招聘等)がある。
- (e) カリキュラム化された ESD 研修は実施していない、または不明。

注: 外食産業の場合は、全従業員を本社及び直営店の社員、フランチャイズ店店長と解釈してください。

注: 新採用従業員のみを対象とした研修は除きます。

注: 研修の一部として ESD に触れているものは除いてください。

注: ここでは持続可能な開発・発展を主目的とした研修をチェックしてください。従業員への環境教育と消費者教育については「イ 環境」、「エ 消費者(コミュニケーション)」で調査するため除きます。

### イ. ワークショップ

従業員を主な対象とした、ESD の推進を主目的としたワークショップ(参加・体験型学習)を実施していますか。

注:2014 年度以降に実施されたものに限ってください。

- (a) 実施実績がある。
- (b) これまで実施したことはない。もしくは不明。

## 2. ESD の推進等

次の取り組みを行っていますか。(複数回答可)

注:2014 年度以降に実施されたものに限ってください。

- (a) ESD 活動を行っている NGO/NPO のサポート・協働
- (b) ESD 活動を行っている自治体への協働・参加
- (c) ESD 活動を行っている学校のサポート・連携
- (d) 従業員向けのパンフレット、啓発資料の作成配布
- (e) その他(具体的に:.....)
- (f) 実施していない。もしくは不明。

## **E. 持続可能な調達**

### **1. サプライヤーの把握**

ア. サプライヤーをどこまで把握されていますか。

- (a) 1次調達先まで
- (b) 2次調達先まで
- (c) 3次調達先以上

イ. サプライヤーリストを公開していますか。

- (a) 公開している  
(どこまでですか： )  
(URL アドレス： )
- (b) 公開していない、もしくは不明

### **2. 苦情申し立て制度**

ア. サプライヤーからの苦情申し立て制度はありますか。

- (a) ある  
どのように周知していますか。  
 (あ) ホームページ上で周知している  (い) その他 ( )
- (b) ない、もしくは不明

イ. アで「ホームページ上で周知している」とチェックのある場合、下記の中で該当する項目をお答えください。

- (a) トップページから2クリック以内でたどり着ける場所にある。
- (b) トップページから3クリック以上する奥のページに存在する。
- (c) 多言語対応している。(具体的言語： )
- (d) 多言語対応していない、もしくは不明。

### **3. 問題を把握した際の情報開示**

サプライヤーにおいて社会的・環境的問題があることを把握した際の対応について

ア. プライバシーに配慮したうえで、その問題について情報開示していますか。

- (a) 公開している
- (b) 公開する場合としない場合がある (理由・基準： )
- (c) 公開していない、もしくは不明

イ. 問題の解決にむけて行動をとった場合、その行動と成果について情報開示しています

か。

(a) 公開している

(b) 公開する場合としない場合がある (理由・基準: \_\_\_\_\_)

(c) 公開していない、もしくは不明

#### 4. 持続可能な調達 CSR 購入・調達ガイドライン等

CSR 購入・調達の基準またはガイドラインや、サプライヤー行動基準があり、開示していますか。

((d)は(a),(b),(c)と複数回答可)

(a) 持続可能な調達基準またはガイドライン、もしくはグリーン購入と CSR 購入・調達を合わせた調達基準またはガイドラインがあり、開示している。

(b) グリーン購入とは別に、CSR 購入・調達基準またはガイドラインがあり、開示している。

(c) CSR 購入(調達)方針もしくは持続可能な購入調達方針があり、開示している。

(d) サプライヤー(倫理)行動基準があり、開示している。

(f) 作成していない、開示していない、もしくは不明。

注: グリーン購入のみの基準またはガイドラインの場合は、ここではなく「イ 環境」で調査しますので除いてください。

注: 品目ごとに具体的な基準がある場合は(a)または(b)、品目ごとではなく全般的な基準、方針がある場合は(c)にチェックしてください。(a)(b)(c)はシングルアンサー、(d)は(a)(b)(c)と重複可。

注: 購入・調達基準の内容については環境、人権・労働等の各分野で確認をいたします。

#### 5. サプライヤーへの持続可能な調達の適用

##### ア 適用範囲

上記 4 の(a)～(d)にチェックがある場合、その内容は、調達先にも適用していますか。(複数回答可)

(a) 1 次調達先

(b) 2 次調達先

(c) 3 次調達先以上

(d) サプライヤーには遵守を要請しているが、どこまでかは原材料によって異なるか、もしくは不明。

(e) サプライヤーには遵守を要請していない、もしくは不明。

##### イ 調査確認等

上記 4 の基準、ガイドライン、方針等を遵守しているかどうか、サプライヤーに確認調査、評価、対話をしていますか。(複数回答可)

(a) アンケート調査ないしセルフチェックを実施している。

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (b) 二者監査を実施し、評価している。  
 実施頻度を記載してください。( 年 に 回 )
- (c) 三者監査を実施し、評価している。  
 実施頻度を記載してください。( 年 に 回 )
- (d) (b)(c)の結果を CSR 報告書やウェブサイトで公開している。
- (e) サプライヤーとこの取り組みについて対話を行い、取り組みのサポートを実施している。
- (f) 上記のような取り組みはしていない。

## 6. 購入・調達実績

上記 4 で選択した購入・調達基準、ガイドライン、方針の範疇とした購入物品・サービス、原材料(資材)に関して、その実績を公開していますか。

注:グリーン購入に関する実績はここではなくイ環境-7 でチェックしてください。

注:実績とは、商品種とその調達金額ないし調達率が分かるものです。

次の手段で実績を公開している。(複数回答可)

- (a) 環境報告書、CSR 活動報告書等
- (b) ウェブサイト(URL⇒ )
- (c) 株主への報告書
- (d) その他(具体的に:.....)
- (e) 一部の原材料の調達結果のみを公開している(原材料名: )
- (f) 公開していない、もしくは不明

## イ 環境

### A 環境ガバナンスに関する取り組み マネジメント 率先行動 環境基準、環境コミュニケーション 等

#### 環境部署と報告書

1. 環境行動を担当する部署と報告書について該当するものにチェックをして下さい。
- (a) 専任部署あり (注 CSR 担当部署と合同の部署は可)
- (b) 専任役員あり (注 環境に関する業務比率が半分以上の役員に限る)
- (c) CSR 報告書とは別に環境報告書を毎年度作成し、公表している
- (d) CSR 報告と環境報告を合わせた報告書を毎年度作成し、公表している
- (e) 上記のいずれも該当なし、もしくは不明

#### 環境行動計画、行動指針、行動基準の策定

2. 社として環境に関する行動計画、行動指針または行動基準を策定していますか?

- ◎ 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
 本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (a) 環境行動計画を\_\_\_\_\_年に策定し、直近の改定は\_\_\_\_\_年である（計画名称\_\_\_\_\_）
- (b) 環境行動計画を\_\_\_\_\_年に策定し、その後改定していない、または不明（計画名称\_\_\_\_\_）
- (c) 環境行動基準を\_\_\_\_\_年に策定している（指針名称\_\_\_\_\_）
- (d) 環境行動指針を\_\_\_\_\_年に策定している（指針名称\_\_\_\_\_）
- (e) 環境行動計画、行動基準または行動指針を策定していない

注：環境行動計画は、重要な環境項目ごとに達成期限、目標、行活動内容を定めたものです。環境行動基準は、重要な環境項目ごとに目標や簡潔な行活動内容を定めたものです。環境行動指針は、全般的な表現の環境行動の方向性などを定めたものです。名称にはとられず、上記によって判断しています

### 環境マネジメントシステム

3. 環境マネジメントシステムについて、該当するものにチェックをして下さい。

ア. 環境マネジメントシステム(EMS)を構築していますか。

- (a) ISO14001を認証取得している
- (b) KES エコアクション 21 エコステージを認証取得している
- (c) ISO14001を自己宣言している
- (d) 自社独自のEMSを構築している
- (e) その他(\_\_\_\_\_)
- (f) 環境マネジメントシステムを構築していない。

イ. アの(a)～(e) にチェックがあるときは、EMSの取得事業所の割合を記入してください

#### 【国内】

- (1) 【家電】国内全事業所に占める EMS 取得事業所の割合 \_\_\_\_\_
- (2) 【家電】国内生産事業所(工場)に占める EMS 取得事業所の割合 \_\_\_\_\_
- (3) 【外食】国内本社、事業所に占める EMS 取得事業所の割合 \_\_\_\_\_%
- (4) 【外食】国内店舗に占める EMS 取得事業所の割合 \_\_\_\_\_%

割合算出基準は

- (a) 従業員数ベース  (b) 事業所件数ベース  (c) 生産量ベース  (d) その他(\_\_\_\_\_)
- (e) 割合を公表していない、もしくは不明

#### 【国外】

- (5) 【家電】国外全事業所に占める EMS 取得事業所の割合 \_\_\_\_\_%
- (6) 【家電】国外生産事業所(工場)に占める EMS 取得事業所の割合 \_\_\_\_\_%
- (7) 【外食】国外本社、事業所に占める EMS 取得事業所の割合 \_\_\_\_\_%
- (8) 【外食】国外店舗に占める EMS 取得事業所の割合 \_\_\_\_\_%

割合算出基準は

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。



- (a) 従業員数ベース  (b) 事業所件数ベース  (c) 生産量ベース  (d) その他  
( )
- (e) 割合を公表していない、もしくは不明
- (f) 海外事業はない

#### ウ サプライチェーン、下請け企業の EMS

サプライチェーン企業、下請け企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を必須化もしくは推奨していますか。

(1) 国内の直接取引のある企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を(択一)

- (a) 必須化している
- 必須化している場合は
- (あ) 認証取得を支援している
- (い) 認証取得を支援していない、もしくは不明
- 注: 支援=技術的、経費的支援、どちらかでも可。
- (b) 必須化してはいないが推奨している
- 推奨している場合は
- (あ) 認証取得を支援している
- (い) 認証取得を支援していない、もしくは不明
- 注: 支援=技術的、経費的支援、どちらかでも可。
- (c) 必須化も推奨もしていない、もしくは不明

(2) 国外の直接取引のある企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を(択一)

- (a) 必須化している
- 必須化している場合は
- (あ) 認証取得を支援している
- (い) 認証取得を支援していない、もしくは不明
- 注: 支援=技術的、経費的支援、どちらかでも可。
- (b) 必須化してはいないが推奨している
- 推奨している場合は
- (あ) 認証取得を支援している
- (い) 認証取得を支援していない、もしくは不明
- 注: 支援=技術的、経費的支援、どちらかでも可。
- (c) 必須化も推奨もしていない、もしくは不明
- (d) 海外事業はない

#### 環境監査

- © 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

4. 環境監査を実施していますか

- (a) 定期的に実施している  
実施頻度は: 内部監査( ) 外部監査( )
- (b) 不定期に実施している
- (c) 実施していない、もしくは不明

**環境法令違反など**

5. 下記のような環境法令違反や事故等がありましたか

ア 国内で環境関連法令違反の有無

2016 年度  (a) あり 件数( )件  (b) なし  (c) 不明

2017 年度  (a) あり 件数( )件  (b) なし  (c) 不明

イ 環境問題を引き起こす可能性のある(あった)事故・汚染の有無

2016 年度  (a) あり 件数( )件  (b) なし  (c) 不明

2017 年度  (a) あり 件数( )件  (b) なし  (c) 不明

**社員研修**

6. 環境をテーマにした下記のような社員研修を実施していますか

ア 全従業員を対象とした環境一般教育を実施していますか。(a)~(c)は複数回答可

注: e ラーニング、集合教育を問わず。ただし単発の講演会ではなく、一定のカリキュラム化されたものに限りま

(a) 国内で実施している

(b) 海外で実施している

(c) 海外には支社、事業所、工場等がない

(d) カリキュラム化された環境研修は実施していない、もしくは不明。

注 エコドライブ研修はここではなくもイ環境 B-6 でチェックしてください

注 EMS で義務付けられた短時間の全社員対象研修は含みません。

注 外食産業は、全従業員を本社及び直営店の社員、フランチャイズ店店長と解釈してください

注 新採用従業員のみを対象とした研修は除きます。

イ 従業員を対象とした、次のような環境研修を実施していますか。

(a) 環境 NGO/NPO のメンバーを講師に招いた講演・研修会

(b) 屋外での環境をテーマにした体験型学習

(c) 環境をテーマにした(室内)ワークショップ

(d) 上記のような環境研修は実施していない。

注 エコドライブ研修はここではなくイ環境 B-6 でチェックしてください。

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

注 EMS で義務付けられた短時間の全社員対象研修は含みません。

注 外食産業は、全従業員を本社及び直営店の社員、フランチャイズ店店長と解釈してください

注 新採用従業員のみを対象とした研修は除きます。

## グリーン購入

7. グリーン購入についてお答えください。

ア グリーン購入を組織的に実施していますか

- (a) グリーン購入ネットワークのガイドラインに則って実施している
- (b) 独自のグリーン購入のガイドラインまたは調達基準を作成し実施している
- (c) 独自の CSR ガイドライン、または調達基準があり、その中にグリーン購入を含んでいる
- (d) 独自のグリーン購入(調達)方針があり、開示している
- (e) 独自の CSR 購入(調達)方針があり、その中にグリーン購入を含んでいる
- (f) グリーン購入は実施していない、もしくは不明。

注 品目ごとに具体的な基準がある場合は (b)または(c)、品目ごとではなく全般的な基準、方針がある場合は(d)または(e)にチェックしてください。

イ 購入実績の公開

購入基準もしくはガイドラインの範疇とした購入物品・サービスに関して、その実績を把握し公開していますか

- 次の手段で公開している(複数回答可)
- (a) 環境報告書、CSR 活動報告書等
- (b) ウェブサイト(該当ページ URL: \_\_\_\_\_)
- (c) その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- (d) 公開していない、もしくは不明

## 環境配慮型製品・サービスの自社基準

8. 環境配慮型製品・サービスの自社基準を設定していますか。

(a) 設定している

その達成率は売上比率で(        %)

自社基準を公開していますか。

(あ) 公開している     (い) 公開していないもしくは不明

基準内容: \_\_\_\_\_

(b) 過去に設定していたが、ほとんどの製品が基準をクリアしたので廃止した。

(c) 過去に設定していたが、\_\_\_\_\_の理由で廃止した。

(d) 設定していない、もしくは不明

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

ない、もしくは不明

注 環境ラベリングは、ウ消費者 B-7 でチェックしてください。その自社環境ラベルをつける自社基準がある場合は上記にチェックしてください。

### 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音の環境基準

9. 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る法令に基づく環境基準の適応をどのようにしていますか

ア 国内

- (a) 全ての基準を遵守するとともに、一部または全ての基準は法律及び当該地域の条例よりも厳しい基準を設定している。
- (b) 全て法律および当該地域の条例の基準どおり遵守している。
- (c) その他(

イ 国外

- (a) 全ての基準を遵守するとともに、一部または全ての基準は当該国の基準もしくは当該地域の基準(条例)よりも厳しい基準を設定している
- (b) 当該国の基準か、日本の基準かどちらか厳しい基準を採用している。
- (c) 全ての当該国の基準どおり遵守している
- (d) 国外に事業所はない
- (e) その他( )

### 環境コミュニケーション

10. 環境活動や環境問題に関して、環境 NGO 等のステークホルダーとの双方向の意見交換会などを開催していますか。

注 2014 年度以降に開催したものに限ってください。

注 双方向ではないものは除いてください。

注 環境 NGO を招いていないものは除いてください。

注 環境 NGO に限らず多様な NGO、民間団体等を招いた意見交換会については、ここではなく「ウ消費者の D1」でチェックしてください。

注 政府、自治体の関連機関、外郭団体は除いてください。

- (a) 毎年度 1 度以上開催している  
招聘した環境 NGO 等( )
- (b) 毎年度ではないが開催している  
招聘した環境 NGO 等( )
- (c) CSR 報告書、環境報告書で意見交換会の内容を報告している
- (d) ウェブサイトで意見交換会の内容を報告している

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

○(e) 上記のような取り組みはない、もしくは不明。

注 (c)、(d)は開催したのみの報告ではなくどのような内容について意見交換がなされたのかが分かる報告があるものとしてください。

## **B. 気候変動・地球温暖化防止・エネルギー**

### **温室効果ガス削減目標と実績**

1. 温室効果ガスの削減についてお答えください。

ア 二酸化炭素の削減目標を設定していますか。設定している場合は削減実績と達成率を当該社の区分に従って記入してください。不明の箇所は空欄にしておいてください。

注: 目標は絶対量か原単位当りかを選択してください。また区分の( )内には、当該社の二酸化炭素排出把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)

注: 外食産業の場合、店舗での目標を設定している場合は必ず記入してください。

○(a) 削減目標設定あり ○(b)設定なし、もしくは不明

設定している場合は下記に(不明の箇所は空白で)

区分 1( )

最初に基準を設定した年\_\_\_\_年 現在の基準年\_\_\_\_年

現在の目標年\_\_\_\_年 目標\_\_\_\_(○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

区分 2( )

最初に基準を設定した年\_\_\_\_年 現在の基準年\_\_\_\_年

現在の目標年\_\_\_\_年 目標\_\_\_\_(○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

※ 区分が 3 以上あるときは回答欄をコピーしてお答えください

イ 二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減目標を設定していますか。

○(a) 削減目標設定あり ○(b)設定なし、もしくは不明

設定している場合は下記に(不明の箇所は空白で)

ガス名\_\_\_\_\_

対象にした区分 ( )

最初に基準を設定した年\_\_\_\_年 現在の基準年\_\_\_\_年

現在の目標年\_\_\_\_年 目標\_\_\_\_(○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

ウ スコープ3による企業が間接的に排出するサプライチェーンでのGHG排出量の集計の実施状況について

○(a) 集計している

2016年度

2017年度

(集計しているカテゴリーが限定されている場合、\_\_\_\_\_)

○(b) 集計していない、もしくは不明

### モーダルシフト

2. モーダルシフトについてお答えください

ア 商品の配送段階において、モーダルシフトの目標値を設定していますか。

○(a) 設定している(目標値\_\_\_\_\_)

○(b) 設定していない。もしくは不明

イ 配送事業のモーダルシフトにどのように取り組んでいますか。

※実績部分は全体に占める比率をパーセンテージでご回答ください。

(a) 鉄道輸送への切り替え(具体的取り組みと実績\_\_\_\_\_)

(b) 船舶輸送への切り替え(具体的取り組みと実績\_\_\_\_\_)

(c) 自転車配送への切り替え(具体的取り組みと実績\_\_\_\_\_)

(d) 人力配送への切り替え(具体的取り組みと実績\_\_\_\_\_)

(e) その他(具体的取り組みと実績\_\_\_\_\_)

○(f) このような取り組みはない

### 再生可能エネルギー、パワーシフト

3. 再生可能エネルギーへの関与についてお答えください。

ア 再生可能エネルギー利活用を促進する方針、指針等を明文化して公表していますか。

○(a) 明文化し公表している ○(b) 明文化していない、または公表していない、もしくは不明

イ 再生可能エネルギーの導入目標を設定していますか。

○(a) 設定している ○(b) 設定していない、もしくは不明

ウ 国内及び海外の本社、支社、研究所、事業所、工場、店舗、保有地等において次のような再生可能エネルギー設備を導入していますか。

注: 廃棄物発電、廃棄物を使ったコジェネレーション等は含みません。(複数回答可)

(a) 太陽光発電 設置サイト数\_\_\_\_\_ 総設置設備容量\_\_\_\_\_

(b) 風力発電 設置サイト数\_\_\_\_\_ 総設置設備容量\_\_\_\_\_

(c) バイオマス利用 設置サイト数\_\_\_\_\_ 総設置設備容量\_\_\_\_\_

総設置熱利用(kcal)\_\_\_\_\_

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本会の承諾のない複写、配布を禁じます。







## C ごみ削減の取り組み

### 3 Rの推進の位置づけ

1. 環境方針もしくは環境行動計画等において、省資源、廃棄物の削減を明記していますか？
- (a) 3Rの推進と、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を明記している
- (b) 3Rの優先順位は明記していないが、省資源、廃棄物削減について明記している
- (c) 明記していない、もしくは不明

### 廃棄物削減目標と実績

2. 廃棄物の削減目標を設定していますか？設定している場合は、削減実績（達成率）を当該社の区分に従って記入してください。

注：目標は絶対量か原単位当りか選択してください。また区分の（ ）内には、当該社の廃棄物把握区分をご記入ください（例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等）。不明の箇所は空欄にしておいてください。

- (a) 削減目標を設定している

区分1（ ）

最初に基準を設定した年\_\_\_\_\_年 現在の基準年\_\_\_\_\_年

現在の目標年\_\_\_\_\_年

削減目標\_\_\_\_\_（絶対量 or 原単位当り 不明）

現在の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

区分2（ ）

最初に基準を設定した年\_\_\_\_\_年 現在の基準年\_\_\_\_\_年

現在の目標年\_\_\_\_\_年

削減目標\_\_\_\_\_（絶対量 or 原単位当り 不明）

現在の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

注：区分が3以上あるときは回答欄をコピーしてお答えください

- (b) 設定なし、もしくは不明

### ゼロエミッション、リサイクル率

3. ゼロエミッション、リサイクルの取り組みについてお答えください

ア 企業として、ゼロエミッション(製品の生産、販売、流通、消費の過程で、再利用を徹底することにより、最終的に廃棄物をゼロにしようとする考え方)の目標を設定していますか？

- (a) 企業としてゼロエミッションの目標設定をしている

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

ゼロエミッションの定義\_\_\_\_\_

ゼロエミッションの目標を設定している事業所等をチェックしてください。また、ゼロエミッションを達成した拠点数はいくつありますか？

- (あ) 生産拠点・工場 達成した拠点数\_\_\_\_\_
- (い) 本社・事業所・営業所 達成した拠点数\_\_\_\_\_
- (う) 販売拠点・店舗 達成した拠点数\_\_\_\_\_
- (え) その他 ( \_\_\_\_\_ ) 達成した拠点数\_\_\_\_\_

(b) ゼロエミッションの宣言、目標設定をしていない

注:エネルギーのゼロエミッションは除いてください。

イ 企業として、商品や関連物品の処理・処分について、廃棄物量とリサイクル率の実績を公表していますか？

注:家電リサイクル法による使用済み家電の再商品化は除いてください。

- (a) 企業全社としてリサイクル率の目標を設定し、実績を公表している。  
基準年\_\_\_\_\_年 目標年\_\_\_\_\_年 リサイクル率目標\_\_\_\_\_
- (b) 次の各区分でリサイクル率の目標を設定し、実績を公表している。
- (あ) 生産拠点・工場 国内\_\_\_\_ / \_\_\_\_全工場数 海外\_\_\_\_ / \_\_\_\_全工場数  
リサイクル率目標\_\_\_\_\_
- (い) 本社・事業所・営業所 \_\_\_\_ / \_\_\_\_全事業所  
リサイクル率目標\_\_\_\_\_
- (う) 販売拠点・店舗 \_\_\_\_ / \_\_\_\_全店舗  
リサイクル率目標\_\_\_\_\_
- (え) その他 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_ / \_\_\_\_全拠点  
リサイクル率目標\_\_\_\_\_

注:区分が(あ) (い) (う) に合わないときは(え)をコピーして記入してください。

(c) リサイクル率の目標は設定していない、もしくは公表していないが、実績は公表している。

実績を公表している資源の種類 ( \_\_\_\_\_ )

(d) リサイクル率の目標、実績を公表していない、もしくは不明。

#### 使用物品の削減の取り組み

4. 使用物品の、リサイクル以外の削減についてお答えください。

ア 企業活動に伴う容器・包装の削減目標を設定し、削減を実施していますか。

(a) 削減目標を設定している。

具体的な削減の内容: \_\_\_\_\_

設定している場合は下記に(不明の箇所は空白で)

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

最初に基準を設定した年 \_\_\_\_\_ 年 現在の基準年 \_\_\_\_\_ 年  
現在の目標年 \_\_\_\_\_ 年 目標 \_\_\_\_\_ (絶対量 or 原単位当り)  
現在の基準に対する削減実績 \_\_\_\_\_

○(b) 設定なし、もしくは不明。

イ **【家電】** 商品の包装の削減で具体的な取り組みがあり、ウェブサイト、環境 CSR 報告書等で公表していますか？

(a) 商品の過剰包装削減、無包装に取り組んでいる

(あ) (い) どちらかにチェックしてください

(あ) 実績を公表している  (い) 実績は公表していない、もしくは不明

(b) 商品の包装の軽量化に取り組んでいる

(あ) (い) どちらかにチェックしてください

(あ) 実績を公表している  (い) 実績は公表していない、もしくは不明

○(c) 具体的な取り組みはしていない、もしくは不明

ウ **【外食】** 店舗での消費者への提供段階において、使い捨て製品の削減を実施していますか？

注：削減に取り組んでいても、実績の公表がない場合は(a) (b)にチェックしないでください。

(a) プラスチック以外の使い捨て製品の削減に取り組んでいる

取り組んでいるもの  (あ) 割り箸、 (い) お手拭き、 (う) 紙コップ等、

(え) その他 ( )

(具体的な取り組み方法 )

取り組んでいる場合、実績を次の数値で公表していたらチェックしてください

(あ) 基準年に対する削減率  (い) その他 ( )

(b) プラスチックの使い捨て製品の削減に取り組んでいる

取り組んでいるもの ( )

(具体的な取り組み方法 )

取り組んでいる場合、実績を次の数値で公表していたらチェックしてください

(あ) 基準年に対する削減率  (い) その他 ( )

○(c) 上記のような削減とその実績公表について具体的な取り組みはしていない、もしくは不明

エ 配送用の梱包材や配送用品の削減で具体的な取り組みがあり、ウェブサイト、環境 CSR 報告書等で公表していますか？

(a) 梱包材・配送用品の削減または軽量化の実施

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

(あ)実施して数値を公表している  (い)数値は公表していない、もしくは不明  
 (b)梱包材・配送用品のリユース(再使用)

(あ)実施して数値を公表している  (い)数値は公表していない、もしくは不明  
 (c)梱包材・配送用品のリサイクル(再資源化)

(あ)実施して数値を公表している  (い)数値は公表していない、もしくは不明  
 (d)具体的な取り組みはしていない、もしくは不明

### 食品ロスの削減と食品リサイクルの取り組み

5. 【外食】 食品ロスの削減と食品リサイクルの取り組みについてお答えください

ア 食材の仕入れ、店舗への納品段階において、食品ロス削減の取り組みを実施していますか？(発注精度の向上、輸送・保管時の品質管理等)

(a) 実施している 具体的内容 ( \_\_\_\_\_ )  
 (b) 実施していない、もしくは不明

イ 店舗での食事提供段階における食品ロス削減の取り組みを実施していますか？

(メニューで適量の選択可、サラダバー・ドリンクバーの実施など)

(a) 実施している 具体的内容 ( \_\_\_\_\_ )  
 (b) 実施していない、もしくは不明

ウ 食材の残りや食べ残しを資源として循環利用していますか？

(a) 実施している 具体的内容 ( \_\_\_\_\_ )  
 (b) 実施していない、もしくは不明

## D 生物多様性の尊重 森林と海洋の保全

### 生物多様性の方針

1. 生物多様性方針または計画を策定していますか。また、環境憲章、環境方針、CSR 方針等や生物多様性方針や計画の中で「生物多様性」について次のように位置づけていますか。

- (a)  生物多様性方針を策定している。
- (b)  生物多様性の保全に関する計画を策定している。
- (c)  事業活動に関連付けて、生物多様性に関する数値目標や将来ビジョンを設定している。
- (d)  事業活動に関連付けて、生物多様性に関する将来ビジョンを設定している。
- (e)  生物多様性の保全や尊重について明記している。
- (f)  事業活動のあらゆる過程において、絶滅の恐れのある野生生物種の生存を脅かさ

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

ないことを明記している。

- (g)  事業活動のあらゆる過程において、多様な生物種の存在の基盤となっている森林、草原、海洋、サンゴ礁、河川等の自然環境の破壊、地域特性の喪失、改変を招かないことを明記している。
- (h)  生物資源の持続可能な利用について明記している。
- (i)  生物多様性から受ける利益の公平な配分について明記している。
- (j)  事業活動が生物多様性に依存していることについて明記している。
- (k)  事業活動が生物多様性に及ぼす影響を回避・最小化することが明記している。
- (l)  上記のいずれも該当なし、もしくは不明。

注：社会貢献事業で生物多様性にかかわるものに取り組んでいても、企業活動そのものに対する指針、方針、行動計画、ガイドラインではないものを除きます。

解説：環境省では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で、企業活動が重要な役割を担っているという認識の下、生物多様性に取り組もうとする事業者のための「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」を公表しています。このガイドラインにも紹介されている通り、経産省や事業者団体によるガイドラインも公表されています。<http://www.env.go.jp/press/files/jp/107693.pdf>

解説：愛知目標 戦略目標 A・目標 4では、遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。と掲げられています。

## 施設の新設・改築

- 2. 本社・支社、生産拠点や店舗等の新設・改築にあたって生物多様性に配慮する下記のような取り組みはありますか。
  - (a)  （ガバナンスについて）本社・支社、生産拠点や店舗等の新設、改築に際して、多様な生物種の存在の基盤となっている森林、草原、海洋、サンゴ礁、河川等の自然環境の破壊、地域特性の喪失、改変を回避・最小化する指針、方針等がある。
  - (b)  （実施について）本社・支社、生産拠点や店舗等の新設、改築に際して、IUCN レドリストやラムサール登録湿地、KBA (<http://kba.conservation.or.jp/>)、若しくはそれらをまとめた IBAT(<https://www.ibatforbusiness.org/>)などを用いて、保護価値の高いエリアではないことを確認している。
  - (c)  本社・支社、生産拠点や店舗等の新設、改築に際して生態系に対する影響を評価し情報開示している。
  - (d)  本社・支社、生産拠点や店舗等の新設、改築に際して、違法伐採木材の使用を禁止する方針等を明文化している。
  - (e)  本社・支社、生産拠点や店舗等の敷地内において、生物多様性保全に寄与する取

り組みがある。

(取り組み事例： )

(f)  上記のいずれも該当なし、もしくは不明。

### 原材料、資源の調達

3. 資材、原材料の調達、購入についてお答えください

ア 資材、原材料の購入・調達に際して、以下のような基準、配慮を定めている調達基準・ガイドライン、方針等がありますか。

- (a)  生物多様性を損なう土地の改変、土壌汚染を引き起こさないこと。
- (b)  水系の破壊、水質汚濁を招かないこと。
- (c)  IUCN レッドリストやラムサール登録湿地、KBA (<http://kba.conservation.or.jp/>)、若しくはそれらをまとめた IBAT (<https://www.ibatforbusiness.org/>)などを用いて、保護対象に悪影響を及ぼさないこと。

(具体事例： )

(d)  上記のような記述はない、もしくは不明。

イ アの(a)～(c)にチェックがある場合、その内容は、自社の調達先にも適用していますか。

- (a)  1次調達先
- (b)  2次調達先
- (c)  3次調達先以上
- (d)  サプライヤーには遵守を要請していない、または不明

### 生物多様性に配慮した原材料調達の取り組み

4. 【外食】は全て、【家電】は(h)のみお答えください。

生物多様性に配慮した持続可能な原材料調達を実施していくための下記のような取り組みはありますか。

- (a)  IUU 漁業(Illegal, Unreported and Unregulated 漁業、「違法・無報告・無規制」に行われている漁業のこと)の可能性のある水産物を使わないようにしている。
- (b)  遺伝子組み換え作物、加工品とも使用しない方針等がある。
- (c)  MSC 認証、レインフォレストアライアンス、RSPO 認証等、持続可能な調達を促進する指針がある。(具体的な認証名： )
- (d)  MSC 認証、レインフォレストアライアンス、RSPO 認証等の材料をもちいたメニューがある。(具体的な認証名： )
- (e)  オーガニックや無農薬食材のみを用いたメニューがある。
- (f)  オーガニックや無農薬食材を用いたメニューがある。

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (g)  ジビエ(シカやイノシシなど、個体数増加によって森林荒廃や獣害に繋がるものが指摘される野生動物の食肉)を用いたメニューがある。
- (h)  事業活動内で使用する紙や梱包材に、再生紙及び FSC 認証等の認証製品を優先的に購入する。
- (i)  上記のいずれも該当なし、もしくは不明。

参考：WWF ジャパン(IUU 漁業について

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/282.html>

野生生物保全論研究会(ニホンウナギについて)：[https://www.jwcs.org/wp-content/uploads/JP\\_EelsinJapan.pdf](https://www.jwcs.org/wp-content/uploads/JP_EelsinJapan.pdf)

### 生物多様性に配慮した鉱物資源調達の取り組み

5. 【家電】生物多様性を著しく損ねる鉱物資源の調達について、次のような取り組みがありますか。
- (a)  原材料として使用される鉱物について、鉱山からの鉱石からではなく、廃棄物等から分離される再生金属の使用を促進する指針や目標がある。
  - (b)  調達先の製錬/精錬所や鉱山開発地を視察し、生物多様性に著しい影響を及ぼしていないか確認している。
  - (c)  上記のような取り組みはない、もしくは不明。

### 取り引き事業者の見直し

6. 生物多様性に悪影響を与えていることが判明した企業との取り引き関係等を見直し、下記の様な方針、基準等がありますか。
- (a)  生物多様性を脅かすような環境破壊を行っているとは判断される事業者との取引を行わない方針がある
  - (b)  生物多様性を脅かすような環境破壊を行っているとは判断される事業者がサプライチェーン内に確認された場合に改善を求める、または商流を見直す方針や基準がある。具体的事例があれば記載して下さい。  
(具体例： )
  - (d)  上記のような取り組みはない、もしくは不明。

### 生物多様性保全活動

7. 生物多様性の保全、その土地の本来の自然再生と保全、海洋の保全等に関して、実施している具体的な活動事例、主なものを3つ記入してください。

注：原水保全が主目的である森林保全活動は、ここではなく「F水」でチェックしてください。

活動1)内容

-----  
-----  
-----  
活動 1)について下記に該当する場合はチェックしてください。

(a)  主体的に実施している。

実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか。

(ア)  ある NGO・民間団体名 ( )

(イ)  ない、もしくは不明

(b)  NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。

NGO・民間団体名 ( )

活動 2)内容

-----  
-----  
-----

活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください。

(a)  主体的に実施している。

実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか。

(ア)  ある NGO・民間団体名 ( )

(イ)  ない、もしくは不明

(b)  NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。

NGO・民間団体名 ( )

活動 3) 内容

-----  
-----  
-----

活動 3)について下記に該当する場合はチェックしてください。

(a)  主体的に実施している。

実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか。

(ア)  ある NGO・民間団体名 ( )

(イ)  ない、もしくは不明

(b)  NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。

NGO・民間団体名 ( )

**抗議活動**



8. 国内外で自然環境破壊や生物多様性破壊に関して、住民や環境NGOから抗議運動、反対運動等を起こされている事例がありますか。

- (a)  2010年以降、環境NGOのウェブサイトでの指摘、抗議、マスメディア報道等がなされた事例、住民からの抗議を受けた事例がある。
- (b)  上記のような事例はない。
- (c)  不明

## E 化学物質・食の安全

### 化学物質

#### 1. 化学物質【家電】

ア. 製品の製造にあたって、化学物質の使用について、どのような対応をされていますか

- (a) 製品の製造にあたってはできる限り化学物質の使用を削減する方針がある(具体的に )
- (b) 化学物質の使用にあたっては下記の制度を遵守している  
(改正 RoHS 指令 REACH 規則 J-Moss その他(具体的に ) )
- (c) サプライチェーンに対しても以下の化学物質規制の遵守を求めている  
(改正 RoHS 指令 REACH 規則 J-Moss その他(具体的に ) )
- (d) 上記のよう取り組みはない、もしくは不明

イ. 社内・店内での化学物質の使用について下記のような取り組みがありますか

- (a) 社屋の清掃や消臭には合成化学物質を使用しない方針や計画がある  
(具体的に )
- (b) 社屋の清掃や消臭には合成化学物質を削減する方針や計画がある(具体的に )
- (c) 店内・厨房での洗浄や清掃、消臭には合成化学物質を使用しない方針や計画がある  
(具体的に ) **【外食】**
- (d) 店内・厨房での洗浄や清掃、消臭に使用する合成化学物質を削減する方針や計画がある  
(具体的に ) **【外食】**
- (e) 清掃・消毒用の合成化学物質の使用に関する方針や取り組みについて表示をしている  
**【外食】**  
(店内 ウェブサイト その他(具体的に ) )

(f) 上記のよう取り組みはない、もしくは不明

実践例: 厨房では合成洗剤ではなく、石けんを使用。店内の清掃では合成洗剤ではなく、石けんや重曹、クエン酸などナチュラルクリーニングを重視したものを使用。トイレの手洗い洗剤は合成洗剤ではなく、石けんを使用。芳香剤や消臭剤、虫除けなどは合成化学物質を使用していないものを使用している など。

## 2.農薬・化学肥料

**【外食】**原材料として用いる農作物の生産過程において、農薬・化学肥料の使用を削減・規制する下記の取り組みをしていますか

- (a) 農薬、化学肥料を削減した生産者から優先的に購入する方針、計画等がある
- (b) ネオニコチノイド系農薬を用いている生産者から購入しない方針、計画等がある
- (c) 有機農産物を優先的に使用することを明文化した方針、計画等がある
- (d) 農薬や化学肥料の低減や有機農作物の使用を推進するための取り組み等がある

取り組み内容(簡単に。もしくは参照 URL をご記入ください) \_\_\_\_\_

- (e) 農薬や化学肥料に関する方針や使用状況などについて表示をしている

(メニュー ウェブサイト その他(具体的に ))

- (f) 上記のような方針、計画等はない、もしくは不明

## 3、化学合成食品添加物【外食】

下記のような化学合成食品添加物を使用しない方針、計画等がありますか

- (a) 化学合成食品添加物を使用しない方針、基準がある
- (b) 化学合成食品添加物を削減する計画がある (具体的に )
- (c) 特定の化学合成食品添加物を使用しない方針等がある

対象となる特定の化学合成添加物 \_\_\_\_\_

- (d) 化学合成食品添加物の使用に関する方針や取り組みについて表示をしている

(メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に ))

- (e) 上記のような方針等はない、もしくは不明

## 4.トランス脂肪酸【外食】

トランス脂肪酸を含む油・食品の使用についての方針、計画等がありますか

- (a) トランス脂肪酸を含む油や食品は使用しない方針がある
- (b) トランス脂肪酸を含む油や食品を削減していく方針や計画がある(具体的に )
- (c) トランス脂肪酸に関する方針や取り組みについて表示をしている(メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に ))

- (d) 上記のような方針等はない、もしくは不明

## 5.環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)

環境ホルモンについての方針、取り組み等がありますか

- (a) 環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)と指摘されている化学物質を使用しない方針、計画等がある

- (b) ラップは塩ビ系ではなく、ポリエチレン系を使用している【外食】

- (c) 食材を温める際は、プラスチック容器ではなく、耐熱ガラスや陶器で温めるようにしている

## 【外食】

(d)子ども用食器などにはポリカーボネート樹脂素材を使用していない【外食】

(e)上記のような取り組み・方針等はない、もしくは不明

## 食の安全

### 6. 遺伝子組み換え【外食】

遺伝子組み換え食材・食品の使用について方針、計画等がありますか

(a)遺伝子組み換え食材を使用しない方針や計画があるものにチェックをつけてください

(原材料・調味料全て 原材料のみ その他(具体的に ))

(b)肉・魚介類・卵についても遺伝子組み換えでない飼料を与えたものを使用する方針や計画がある

(c)遺伝子組み換え食品の使用を削減していく方針や計画がある

(d)遺伝子組み換え食品に関する方針や取り組みについて表示をしている(メニュー 店内  
ウェブサイト その他(具体的に ))

(e)遺伝子組み換え作物、加工品が材料に含まれる可能性について明記する基準等がある。

(f)遺伝子組み換え作物、加工品が材料に含まれていること、もしくは含まれないことをメニュー等誰もが目にする場所に明記している。

(g)上記のような方針等はない、もしくは不明

### 7. 放射性物質の検査【外食】

放射性物質の含有量に関する方針や基準はありますか

(a)使用する原材料の放射性物質の含有量については食品衛生法に基づく暫定基準値を基準としている

(b)使用する原材料の放射性物質の含有量については、食品衛生法に基づく暫定基準値よりも厳しい独自の基準値を設けている(具体的に )

(c)食材は自主検査を定期的に行なっている(頻度 )

(d)自主検査は行なっていないが、生産者や製造業者などに確認を定期的に行っている(頻度 )

(e)放射性物質に関する対応(方針や基準、検査体制、検査結果など)について公表している  
(メニュー 店内 ウェブサイト その他(具体的に ))

(f)上記のような取り組みはない、もしくは不明

### 8. 有害大気汚染ガスの抑制

事業活動で生じる有害大気汚染ガスの発生を、法規制の基準を超えて抑制する方針や計画、取り組み等がありますか

注:従来の法律の基準より厳しく、上乘せ・横出した基準をもとにした方針や計画、取り組み等がある場合に(a)(b)にチェックしてください

- (a) 方針、計画等がある 方針、計画等の名称 \_\_\_\_\_
- (b) 取り組み等がある 取り組み内容 \_\_\_\_\_
- (c) 上記の方針等や取り組み等はない、もしくは不明

### 9.表示基準について【外食】

無添加、添加物不使用等を店舗、ウェブ、チラシ等で使用する場合の基準はありますか

- (a) 「無添加、添加物不使用」の使用基準がある(具体的に \_\_\_\_\_ )
- (b) 「無添加、添加物不使用」等の表示に関して基準は設けていない
- (c) 上記のような表示は行っていない、もしくは不明

## F 水

### 水使用量の削減

1. 水使用量の削減についてお答えください。

ア 水の使用量の削減目標を設定していますか。また、使用実績、目標達成状況等を公開していますか。

- (a) 削減目標を設定し、使用量実績、目標達成状況等を公開している。
- (b) 削減目標は設定していないが、使用量の実績を公開している。
- (c) 削減目標を設定していない、使用量実績を公開していない、もしくは不明。

イ 削減目標を設定している場合は削減実績と達成率を当該社の区分に従って記入してください。

注: 目標は絶対量か原単位当りか選択してください。また区分の( )内には、当該社の廃棄物把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)。不明の箇所は空欄にしておいてください。

区分1 ( \_\_\_\_\_ )

最初に基準を設定した年 \_\_\_\_\_ 年 現在の基準年 \_\_\_\_\_ 年

現在の目標年 \_\_\_\_\_ 年 目標 \_\_\_\_\_ (○絶対量 or ○原単位当り ○不明)

現在の基準に対する削減実績 \_\_\_\_\_

最初の基準に対する削減実績 \_\_\_\_\_

区分2 ( \_\_\_\_\_ )

最初に基準を設定した年 \_\_\_\_\_ 年 現在の基準年 \_\_\_\_\_ 年

現在の目標年\_\_\_\_\_年 目標\_\_\_\_\_ (○絶対量 or○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

最初の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

※ 区分が3以上あるときは別紙でお答えください。

ウ 水の使用量の削減、管理をするためにどのような取り組みをしていますか。

1) 以下のような取り組みを行っていますか。(複数回答可)

- (a) 中水の利活用、水の再使用を行っている(具体的に: \_\_\_\_\_)
- (b) 浄水処理した再生水の利活用を行っている(具体的に: \_\_\_\_\_)
- (c) 雨水の利活用を行っている(具体的に: \_\_\_\_\_)
- (d) 水の使用量の内訳を水源ごとに調査、公開している(具体的に: \_\_\_\_\_)
- (e) 使用段階における水使用量を削減する製品開発(具体的に: \_\_\_\_\_)
- (f) その他の取り組み(具体的に: \_\_\_\_\_)
- (g) 具体的な取り組みは行っていない、もしくは不明

## 水質汚濁の防止

2. 水質汚濁防止についてお答え下さい。

ア 水質汚濁物質の排出削減のために目標を設定し、実績を公開していますか。

- (a) 法令基準以上の自社基準を設定し、実績を公開している。
- (b) 法令順守を目標とし、実績を公開している。
- (c) 目標を設定していない、実績を公開していない、もしくは不明。

イ アで(a)にチェックのある場合は削減実績と達成率を当該社の区分に従って記入してください。

注: 目標は絶対量か原単位当りか選択してください。また区分の( )内には、当該社の廃棄物把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)。不明の箇所は空欄にしておいてください。

区分1 ( \_\_\_\_\_ )

最初に基準を設定した年\_\_\_\_\_年 現在の基準年\_\_\_\_\_年

現在の目標年\_\_\_\_\_年 目標(物質ごとに) \_\_\_\_\_ (○絶対量 or  
○原単位当り○不明)

現在の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

最初の基準に対する削減実績\_\_\_\_\_

区分2 ( \_\_\_\_\_ )

最初に基準を設定した年\_\_\_\_\_年 現在の基準年\_\_\_\_\_年

現在の目標年 \_\_\_\_\_ 年 目標（物質ごとに） \_\_\_\_\_（○絶対量 or  
○原単位当り○不明）

現在の基準に対する削減実績 \_\_\_\_\_

最初の基準に対する削減実績 \_\_\_\_\_

※ 区分が3以上あるときは別紙でお答えください

ウ 水質汚濁物質を削減するための具体的な取り組みを記入してください。

1) \_\_\_\_\_

2) \_\_\_\_\_

### 原水保全、水資源確保

3 原水保全、水資源確保のための事業、活動をしていますか。（複数回答可）

注: 森林保全や回復を主目的とする事業はここではなく、D-5 生物多様性保全活動でチェックしてください。

(a) 原水涵養のための森林保全活動を行っている。

（具体的に： \_\_\_\_\_）

(b) 原水涵養のための農業支援（水田保全、稲刈り後の田んぼの水張り等）を行っている。

（具体的に： \_\_\_\_\_）

(c) 雨水の地下浸透を行っている。

（具体的に： \_\_\_\_\_）

(d) 生産拠点等における水リスクの調査、評価を行っている

（具体的に： \_\_\_\_\_）

(e) その他の取り組み

（具体的に： \_\_\_\_\_）

(f) 具体的な取り組みは行っていない、もしくは不明

## ウ 消費者

### A 理念、ガバナンス、職員研修

#### 「消費者の利益」に関する理念

1. 企業・経営理念、消費者・顧客方針等の中で、「消費者の利益」をどのように位置づけていますか。

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

注； 理念、顧客方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合は、a～cにチェックしない。

- (a) 企業・経営理念の重要なコンセプトとして「消費者の利益」を本文に明記している
- (b) 企業・経営理念の中で重要なコンセプトではないが「消費者の利益」について触れている
- (c) 消費者・顧客方針等があり、その中に「消費者の利益」を明記している
- (d) 上記のような位置づけはしていない、もしくは不明

### 消費者対応部署

2. 消費者対応部署を設置していますか。

- (a) 専任部署がある（部署名： \_\_\_\_\_）
- (b) 兼任部署が担当している（部署名： \_\_\_\_\_）
- (c) 設置していない、もしくは不明

### 消費者安全等に関する管理体制

3. 消費者安全等に関する管理体制についてお答えください。

ア 商品・サービスの品質や安全性・安全体制に関する部署を設置していますか。

- (a) 専任部署がある（部署名： \_\_\_\_\_）
- (b) 他の部署が担当している（部署名： \_\_\_\_\_）
- (c) 設置していない、もしくは不明

イ 【外食】 店舗についてバリアフリー等の整備に関する仕組みがありますか。

- (a) 対応する部署がある（部署名： \_\_\_\_\_）
- (b) バリアフリーに関する基準がある（基準名： \_\_\_\_\_）
- (c) このような対応はしていない、もしくは不明

ウ 【家電】 商品についてユニバーサルデザイン等の整備に関する仕組みがありますか。

- (a) 対応する部署がある（部署名： \_\_\_\_\_）
- (b) 商品のユニバーサルデザイン導入に関する基準がある  
（基準名： \_\_\_\_\_）
- (c) このような対応はしていない、もしくは不明

エ 消費者の安全、利益を損なう事態が発生した場合の緊急対応（被害の拡大防止と被害者救済等）、原因究明、再発防止、消費者への情報発信等の体制整備はありますか。

- (a) 基本的な体制として関連部署を横断する対応チーム等を設置している  
（対応チーム： \_\_\_\_\_）
- (b) 関連部署横断対応チーム等が、問題発生時に即応して設置されるようになっている  
（対応チーム： \_\_\_\_\_）
- (c) 緊急対応も既存の部署で担当することになっている
- (d) このような対応はしていない、もしくは不明

## 職員研修、資格取得

4. 消費者の利益に関するテーマで従業員研修が行われていますか。

注； 2014 年度以降に実施しているものに限る。マーケティング研修は含まない。

- (a) 消費者に関する法律や制度などを含むカリキュラム化された消費者教育を実施している(e ラーニング、集合教育を問わない)
  - (あ)従業員が対象
  - (い)一部の部署など、一部の従業員が対象(対象の範囲: )
  - (う)希望者のみが対象
- (b) 単発の講演・研修会を実施している
- (c) 上記(a)(b)の研修に、消費者団体やNPO、NGOから講師を招いている
- (d) 従業員に消費生活相談に関する専門資格の取得を奨励している
- (e) 上記のような研修または資格取得の奨励は実施していない、もしくは不明

## B 消費者への情報提供

### 適切な情報提供のための仕組み

1. 消費者への適切な情報提供を行うために下記のような取り組みがありますか。

- (a) 社内に多様な部署からなる横断的な委員会等を設けている
- (b) 外部の有識者等を入れた評価委員会等を設けている
  - 上記の有識者等の中には、消費者団体やNPO、NGOが入っている
- (c) 消費者団体や NPO、NGO 等の声に基づいて評価・改善する仕組みを設けている
  - (d) 評価委員会等で取りまとめられた意見は、適宜一般消費者に公表している
- (e) 上記以外の方法で、消費者への情報提供の改善に取り組んでいる  
( )
- (f) そのような取り組みはない、もしくは不明

### 情報提供基準

2. 消費者へ適切かつわかりやすい情報を提供するための基準を設けていますか。

- (a) 業界の自主基準に従っている
- (b) 業界の自主基準を上回る独自の情報提供基準を設けている
  - 上記基準には消費者団体や NPO、NGO 等の声を反映させている
- (c) その他の基準を採用している  
( )
- (d) そのような基準はない、もしくは不明



## 広告や表示の基準

3. 自社広告の評価・運用について次のような取り組みをしていますか。

- (a) 社内役員や社員で構成される横断的な委員会等を設けて評価・改善している
- (b) 外部の有識者等を入れた広告評価委員会等を設けて評価・改善している
  - 上記の広告評価委員会等には消費者や消費者団体、NPO、NGOが入っている
- (c) 広告・広報等の専任の部署が評価・改善している
  - (d) 上記以外、業界による広告基準のほかに、持続可能性の視点から独自の自社広告基準を設けて評価・改善している  
(持続可能性の視点の具体的内容: )
- (e) その他( )
- (f) そのような取り組みはない、もしくは不明

## 業態ごとの表示等に関する取り組み

### 4. ユニバーサルデザインの導入

ア【外食】メニューや店頭表示等について、わかりやすさや多様性に配慮するための指針を作成し取り組んでいますか(UD、多言語、ピクトグラム、点字等)。

- (a) 指針を作成し公開しており、下記の取り組みがある。  
下記の取り組みがある商品・サービスの種類や名称  
( )
  - (ア) UD フォントの使用
  - (イ) カラーユニバーサルデザインの使用
  - (ウ) 日本語以外の言語併記
  - (エ) 言語に依存しないピクトグラムの使用
  - (オ) 点字での表記
  - (カ) その他( )
- (b) 指針は作成していない、または公開していない、もしくは不明だが下記の取り組みがなされている。  
下記の取り組みがある商品・サービスの種類や名称  
( )
  - (ア) UD フォントの使用
  - (イ) カラーユニバーサルデザインの使用
  - (ウ) 日本語以外の言語併記
  - (エ) 言語に依存しないピクトグラムの使用
  - (オ) 点字での表記
  - (カ) その他( )
- (c) 指針は作成していない、または公開していない、もしくは不明で、上記(ア)～(オ)のよ

うな取り組みはない。

イ 【家電】商品のパッケージや取扱説明書、店頭での商品説明やネット広告等について、わかりやすさや多様性に配慮するための指針を作成し取り組んでいますか(UD、多言語、ピクトグラム、点字等)。

○ (a) 指針を作成し公開しており、下記の取り組みがある。

下記の取り組みがある商品・サービスの種類や名称

( )

- (ア) UD フォントの使用
- (イ) カラーユニバーサルデザインの使用
- (ウ) 日本語以外の言語併記
- (エ) 言語に依存しないピクトグラムの使用
- (オ) 点字での表記
- (カ) その他( )

○ (b) 指針は作成していない、または公開していない、もしくは不明だが下記の取り組みがなされている。

下記の取り組みがある商品・サービスの種類や名称

( )

- (ア) UD フォントの使用
- (イ) カラーユニバーサルデザインの使用
- (ウ) 日本語以外の言語併記
- (エ) 言語に依存しないピクトグラムの使用
- (オ) 点字での表記
- (カ) その他( )

○ (c) 指針は作成していない、または公開していない、もしくは不明で、上記(ア)～(オ)のような取り組みはない。

5. 消費者向けに表示等に関して下記の取り組みをしていますか。

ア 【外食】メニューや店舗づくりで消費者向けに下記の表示などの取り組みをしていますか。

- (a) メニュー等のアレルギー表示は、特定原材料7品目に加え推奨 20 品目までを含め表示している。
- (b) メニュー等には菜食主義や宗教戒律による食規制にまで配慮した食材成分を表示している。
- (c) メニュー等で使用している特定原材料について、原材料表示枠とは別枠で目立つよう強調文字を用い表示している。
- (d) メニューや店舗等で環境に関わる表示をしている。

- (e)メニューや店舗等で環境以外の持続可能性に関わる表示をしている。  
( )
- (f)メニューや店舗等で食品ロスに関わる表示をしている。  
( )
- (g)上記のような取り組みはない、もしくは不明

イ【家電】消費者向けに下記の表示などの取り組みをしていますか。

- (a)安全に関わる表示をしている  
( )
- (b)環境以外の持続可能性に関わる表示をしている  
( )
- (c)ユニバーサルデザインの考え方を導入している  
( )
- (d)その他  
( )

### ウェブサイトの活用

6. 商品・サービスの選択や使用に役立つ情報について、消費者に対しウェブサイトを用いた下記のような取り組みを行っていますか。

- (a)安全に関する情報を、広くかつ分かりやすく説明している
- (b)環境影響に関する情報を、広くかつわかりやすく説明している
- (c)公正、人権等の「社会」に関する情報を、広くかつわかりやすく説明している
- (d)消費者からの改善提言等への対応について、その経緯も含め公表している
- (e)消費者の行動が、社会・環境等に与える影響について情報提供している
- (f)ウェブサイトは、多言語対応をしている( \_\_\_\_\_カ国語)(日本語を含む)
- (g)ウェブサイトは、アクセシビリティを確保するため、社内や外部の基準に沿って作成している
- (h)ウェブサイトは、スマートフォン対応をしている
- (i)消費者からの問合せ先等について、分かりやすくトップページに表示・説明している
- (j)音声による情報提供をしている
- (k)上記のような取り組みはない、もしくは不明

### 環境ラベル

7. 【家電】環境ラベルによって消費者への訴求を行っていますか。

ア 環境ラベルの取り組みについて

- (a)エコマークなど第三者審査を受けたタイプ I 環境ラベルによって環境情報を開示

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (b) 自社独自基準による環境ラベルタイプⅡで環境情報を開示
- (c) ISO14020でのタイプⅢ型環境ラベルで、全工程における環境負荷を定量的に開示
- (d) その他( )
- (e) 環境ラベルをつけるような製品を出していない
- (f) 特に取り組みは行っていない

イ 上記環境ラベリングを行っている製品・サービスの、全製品・サービスに占める割合(概数)

- (a) タイプⅠ エコマークなど %
- (b) タイプⅡ 自社独自ラベル %
- (c) タイプⅢラベル %

### グリーンウォッシュ、ブルーウォッシュの防止とより良いコミュニケーション

注: グリーンウォッシュとは、環境の取り組みで消費者に優良誤認をあたえる危険性のある表示、広告等。ブルーウォッシュとは、社会倫理・人権等の取り組みで消費者に優良誤認をあたえる危険性のある表示、広告等。

8. グリーンウォッシュ防止のための社内体制や取り組みがありますか。

- (a) 関係する部門の横断的体制がある
- (b) 防止のためのガイドラインがある
- (c) 防止のため、広告表示のチェックシステムを設けている
- (d) 防止のため、環境報告書、CSR 報告書などについてチェックシステムを設けている
- (e) 防止のため、NGO や消費者団体との協働を行なっている
- (f) 関連部門を対象とした防止のための研修を行なっている
- (g) 全社員を対象とした防止のための研修を行っている(e ラーニングを含む)
- (h) バリューチェーン全体で防止に取り組んでいる
- (i) 防止のため、広告会社、メディア等と連携している
- (j) 上記のような取り組みはない、もしくは不明

9. ブルーウォッシュ防止のための社内体制や取り組みがありますか。

- (a) 関係する部門の横断的体制がある
- (b) 防止のためのガイドラインがある
- (c) 防止のため、広告表示のチェックシステムを設けている
- (d) 防止のため、環境報告書、CSR 報告書などについてチェックシステムを設けている
- (e) 防止のため、NGO や消費者団体との協働を行なっている
- (f) 関連部門を対象とした防止のための研修を行なっている
- (g) 全社員対象とした防止のための研修を行っている(e ラーニングを含む)
- (h) バリューチェーン全体で防止に取り組んでいる
- (i) 防止のため広告会社、メディア等と連携している

- (j) 上記のような取り組みはない、もしくは不明

## C 消費者の意見の反映

### 消費者相談への対応

1. 消費者からの疑問や質問、相談に素早く答えるための取り組みと、その内容が社内で共有・反映される仕組みがありますか。

- (a) よくある質問と回答については、「Q&A」を作成し公開している
- (b) よくある改善提案については、提案内容とともに改善結果を分かり易く公開している
- (c) お客様相談センターなどは、平日は日中だけではなく夜間にも対応している
- (d) お客様相談センターなどは、休日にも対応している
- (e) お客様相談センターなどは、休日の夜間にも対応している
- (f) 日本国内のお客様相談センターなどで日本語以外の言語にも対応している
- (g) 電話、FAX だけではなくメールでも相談を受け付けている
- (h) 担当社員には消費生活相談に関する専門資格の取得を奨励している
- (i) お客様相談センターなどに寄せられた消費者の意見、苦情が、事業部門に適切に反映されるための仕組みがある
- (j) お客様相談センターなどに寄せられた消費者の意見、苦情が、経営者会議等に適切に反映されるための仕組みがある
- (k) 寄せられた改善提案に対して、その後の対応を公表している
- (l) その他( )
- (m) 上記のような取り組みはない、もしくは不明

## D 消費者団体、ステークホルダーとの対話

### ステークホルダーとの意見交換会

1. 消費者団体、人権 NGO、海外協力・支援 NGO、動物保護 NGO 等のステークホルダーとの双方向の意見交換会などを開催していますか。

注：2014 年度以降に開催したものに限りです。

注：環境 NGO との対話は、ここではなく「ア環境 A」の環境コミュニケーションで回答してください

- (a) 毎年度 1 度以上開催している  
    招聘した消費者団体、NGO 等( )
  - (b) 毎年度ではないが開催している  
    招聘した消費者団体、NGO 等( )
  - (c) そのような意見交換会などは開催していない
2. 上記設問 1 で開催している場合、その活動状況を CSR 報告書等で情報を公開していますか。
- (a) 上記(1)の(a) (b) についての活動を CSR 報告書、環境報告書で報告している

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (b) 同様に上記(1)の(a)(b) をウェブサイトで報告している
- (c) 上記(1)のような取り組みはない、もしくは不明

## エ 人権・労働

### A 人権についての基本方針

1. 「人権の尊重」を自社の基本方針として企業理念、経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針のいずれかにおいて明文化していますか。

- (a) 明文化している
- (b) 明文化していない、もしくは不明

2. 「世界人権宣言」「労働の基本原則および権利に関する ILO 宣言 (ILO 中核的労働基準)」国連「ビジネスと人権に関する指導原則 (ラギー・フレームワーク)」などを支持し、自社の基本方針に取り入れていますか。

注: 「国連グローバル・コンパクト」10 原則の支持・採用については、「ア 持続可能な開発 (社会)」B-1 に回答してください。

- (a) 「世界人権宣言」を支持し、基本方針に取り入れている
- (b) 「労働の基本原則および権利に関する ILO 宣言」を支持し、基本方針に取り入れている
- (c) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、基本方針に取り入れている
- (d) 差別やハラスメントの禁止に関して明文化している
- (e) 取り入れていない、または不明

3. 従業員、管理職、役員に対して、定期的に人権の尊重についての研修を行っていますか。また、日常的な取り組みや振り返りを行っていますか。

- (a) 従業員向け (入社時含む) の研修を行っている
- (b) 管理職向けの研修を行っている
- (c) 役員向けの研修を行っている
- (d) 人権の基本方針や社員行動規範 (Code of Conduct) の職場での掲示や社員手帳への掲載、朝礼での唱和や事例紹介など、社員が日常的に人権尊重に取り組める工夫をしている (具体的に: )
- (e) 研修や日常的な取り組みは行っていない、または不明

4. 人権問題全般に関する総合的な社内相談窓口を設けていますか。

- (a) 相談窓口があり、なおかつ相談の秘密が確実に担保されている。
- (b) 相談窓口はあるが、相談の秘密の担保については考慮されていない。
- (c) 相談窓口を設けていない、または不明

## **B 多様性（ダイバーシティ）に配慮した働きやすい職場環境の整備**

### **〔I〕 女性の活躍**

1. 「女性活躍推進法」（2016年施行）に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析（特定）を行っていますか。

参考：調査の際の参考データベース：<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

- (a) 「女性採用比率」について状況把握・改善点の分析を行っている
- (b) 「勤続年数男女差」について状況把握・改善点の分析を行っている
- (c) 「(男女別) 労働時間の状況」について状況把握・改善点の分析を行っている
- (d) 「女性管理職比率」について状況把握・改善点の分析を行っている
- (e) いずれも行っていない、または不明

2. 上記法律に基づき、「事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知を行っていますか？ また「女性の活躍に関する情報」を厚生労働省の女性の活躍推進企業データベースへ公表していますか。また「えるぼし」認定を受けていますか。

- (a) 「事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知をすべて行っている
- (b) 「事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知のいずれかを行っている
- (c) 「女性の活躍に関する情報」を公表している
- (d) 「えるぼし」認定を受けている

参考：女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業に対して厚生労働大臣から与えられる認定制度

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135784.pdf>

- (e) いずれも行っていない、または不明

3. 結婚し戸籍上改姓した女性（男性）の職場での旧姓使用を認めていますか。

- (a) 認めている
- (b) 認めていない、または不明

4. 女性差別やセクシャルハラスメントの防止のために、以下の取組みを行っています

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

か。

注：セクシュアルハラスメントについては、厚生労働省発行の以下のパンフレット2ページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135906.pdf>

- (a) 女性差別やセクシャルハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している（「女性差別」または「セクシャルハラスメント」などの文言が明記されていること）
- (b) 女性差別やセクシャルハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている
- (c) 女性差別やセクシャルハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている
- (d) 女性差別やセクシャルハラスメントに特化した相談窓口を設置している
- (e) 女性差別やセクシャルハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している
- (f) 上記のいずれも行っていない、または不明

## 〔II〕 従業員の子育て支援策

1. 従業員の出産や育児を積極的に促進する休暇制度がありますか。

(a) 法定を上回る産休制度がある

参考：法定は産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間

(b) 法定には無い、配偶者の出産休暇（有給）制度がある

参考：妻の出産に付き添う夫のための休暇制度。入院日から出産後2週間までのあいだに2日、などが一般的。

(c) 法定を上回る育児休暇（育児休業）制度がある

参考：法定は最長1歳6か月まで。保育園に入れなかった場合などは申し出によって最長2歳まで。

(d) 法定を上回る（日数、有給等）子どもの看護休暇制度がある

参考：法定は年間子ども1人につき5日まで、2人以上の場合最大10日／無給

(e) 法定を上回る制度はない、または不明

2. 小学校就学前の子を持つ社員が利用できる次のような制度がありますか。

(a) 短時間勤務・フレックスタイム・始業終業時刻の繰り上げ繰り下げなど、勤務時間を柔軟にする制度

(b) 所定外労働をさせない制度

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。



- (c) 事業所内託児施設の運営
- (d) 事業所内授乳・搾乳室の整備
- (e) 育児サービス費用を補助する制度
- (f) その他 (.....)
- (g) 上記のいずれの制度もなし、または不明

3. 従業員の仕事と子育ての両立を図るための以下の認定・表彰を受けていますか。

- (a) 厚生労働大臣による「くるみんマーク」認定を受けている

参考：子育てとの両立を図るための一般事業主行動計画を策定・公表・周知し、目標を達成し一定の要件（男性育児休業取得率 7%以上、女性 75%以上、短時間勤務措置など）を満たした企業が認定される。<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/kurumin/>

- (b) 「イクメン企業アワード」の表彰を受けたことがある

参考：<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/list/>

- (c) 自社の管理職が「イクボスアワード」の表彰を受けたことがある

参考：<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/list/>

- (d) 「イクメンサポーター宣言」を行っている

参考：[https://ikumen-project.mhlw.go.jp/supporter\\_group/entry/](https://ikumen-project.mhlw.go.jp/supporter_group/entry/)

- (e) 上記のいずれも行っていない、または不明

4. 妊産婦・育児中従業員に対する差別やマタニティハラスメントの防止のために、以下の取組みを行っていますか。

参考：2017年1月1日より、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法の改正により、「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」防止のための措置が、すべての事業主に義務付けられています。参考 URL：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135906.pdf> (pp.4-6)

- (a) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している（「妊産婦・育児中従業員への差別」または「マタニティハラスメント」などの文言が明記されていること）

- (b) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている

- (c) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている

- (d) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントに特化した相談窓口を設置している

- (e) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントについて、他の差別・ハ

ラストメントも含めた相談窓口を設置している

(f) 上記のいずれも行っていない、または不明

### 〔III〕 障害者雇用および職場のバリアフリー化

1. 「障害者雇用促進法」において、雇用する労働者の2%に相当する障害者を雇用することを義務付けてられていますが、遵守していますか。

(a) 労働者の2%に相当する障害者を雇用している

(b) 2%には達していないが、今後の目標としてロードマップを作成している

(c) 2%に達しておらず、目標ロードマップも作成していない、または不明

2. 障害者の雇用促進、活動支援のために、何か行っていることはありますか。

注：職場における合理的配慮については質問「3」でご回答ください。

(a) 行っている（具体的に： \_\_\_\_\_ ）

(b) 行っていない、または不明

3. 職場のバリアフリー化など、障害のある従業員への「合理的配慮」を行っていますか。

注：本社または従業員数の多い職場、または障害者が勤務している職場のいずれか1カ所でも行っていればチェックしてください。

注：外食産業については、店舗への設置も含みます

(a) 段差の解消（車いすスロープの設置）

(b) エレベーターや昇降機の設置

(c) 車いす使用者のための作業スペースの工夫

(d) 点字ブロックの設置

(e) 点字案内板の設置

(f) 車いす用トイレの設置

(g) 聴覚障害者のための筆談ボードの導入

(h) 手話通訳者の配置

(i) 火災報知器と連動する電光案内板の導入

(j) 通院が必要な障害者のためのフレックスタイムの導入

(k) その他 具体的に（ \_\_\_\_\_ ）

(l) まだいずれも行っていないが、今後の目標としてロードマップを作成している、あるいは設置に向けて準備中

(m) 特にバリアフリー化を行っておらず予定もない、または不明

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

4. 障害者差別やハラスメントの防止のために、以下の取組みを行っていますか。

(a) 障害者差別やハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している

注：「障害者差別」などの文言が明記されているものに限りません。

(b) 障害者差別やハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている

(c) 障害者差別やハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている

(d) 障害者差別やハラスメントに特化した相談窓口を設置している

(e) 障害者差別やハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している

(f) 上記のいずれも行っていない、または不明

#### 〔IV〕LGBT に対する配慮

1. 職場環境において LGBT 当事者への配慮がなされていますか。

(a) 職場に男女共用トイレを設置している、または、場所を明示している

(b) 更衣室に関してトランスジェンダーへの配慮がなされている

(c) トランスジェンダーの職場での性別移行に関して、支援体制がある（通称使用など）

(d) 同性パートナーを可能な範囲で異性の配偶者と同じように扱うよう、福利厚生制度が整備されている

(e) LGBT に関する社内グループがある、または、ダイバーシティ推進組織の中で LGBT もテーマに入っている

(f) 特に何も行われていない、または不明

2. LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの防止のために、以下の取組みを行っていますか。

(a) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している（「LGBT 差別」「性的指向・性自認」などの文言が明記されていること。）

(b) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている

(c) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている

(d) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントに特化した相談窓口を設置している

- (e) LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している
- (f) 上記のいずれも行っていない、または不明

## **〔V〕 パワーハラスメントの防止**

1. パワーハラスメント防止のために、以下の取組みを行っていますか？

参考：パワーハラスメントについては、厚生労働省発行の以下のパンフレット3ページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135906.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135906.pdf)

- (a) パワーハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等を策定している  
注：「パワーハラスメント」の文言が明記されているものに限りです。
- (b) パワーハラスメントの防止に特化した、従業員の啓発教育・研修などを行っている
- (c) パワーハラスメントの防止に関して、他の差別・ハラスメントの防止と合わせて、従業員の啓発教育・研修などを行っている
- (d) パワーハラスメントに特化した相談窓口を設置している
- (e) パワーハラスメントについて、他の差別・ハラスメントも含めた相談窓口を設置している
- (f) 上記のいずれも行っていない、または不明

## **C. サプライチェーン・バリューチェーンにおける人権侵害の防止**

1. サプライヤーに対して人権の尊重を要請していますか？

- (a) サプライヤーに対し、人権尊重の要請を明文化して提示している
- (b) サプライヤーにおける人権尊重への取組み状況を、調達先選定の判断基準にしている
- (c) そのような要請はしていない、または不明

2. サプライヤーの人権尊重への取組み状況について、調査や監査を行っていますか？

- (a) 調査を行っている（頻度、方法など具体的に）
- (b) 監査を行っている（頻度、方法など具体的に）
- (c) 行っていない、または不明

3【外食】フランチャイズ店の従業員の労働環境に配慮するように指導・監督を行っていますか。

(a) 指導・監督を行っている

(具体的に： )

(b) 指導・監督は行っていない、または不明

#### **D. 児童労働・強制労働の禁止、労働者の権利の保障（自社およびサプライチェーン）**

注：以下は、下記それぞれにおいて明文化しているかどうかを問うものです。

(A) 自社の規定

(B) サプライヤー（調達先）への要望

注：国内外を問いませんが、国内については特に外国人技能実習生や留学生など労働搾取に遭いやすいグループを念頭に置いています。

1. 児童労働（義務教育を妨げる労働や18歳未満の危険・有害な労働）をなくすための取組みを行っていますか？

(A) 自社において、以下の取組みを行っている。

(a) 企業理念、経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR方針のいずれかにおいて、自社およびサプライチェーンにおける児童労働の禁止を明文化している

(b) 自社で児童労働の有無を確認する調査や監査を定期的に行っている

(頻度や方法など、具体的に： )

(c) 自社で児童労働が見つかった場合の是正措置・具体的な対応について、計画やガイドラインがある（具体的に： )

(d) 児童労働問題の解決をめざした商品を開発し・販売している

(e) 児童労働問題の解決をめざし、NGOと協力している

(NGO名称： )

(f) その他、自社での児童労働を防ぐための取組みを行っている

(具体的に： )

(g) 上記のような取組みはない、または不明

(B) サプライヤーに対して、以下の取組みを行っている。

(a) 一次サプライヤーに、児童労働の禁止を要請している（調達ガイドラインに定めている）

(b) 二次サプライヤー以上に、児童労働の禁止を要請している（調達ガイドラインに定

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

めている)

- (c) 一次サプライヤーにおいて、児童労働の有無を確認する調査や監査を行っている  
(頻度や方法など、具体的に: )
- (d) 二次サプライヤー以上において、児童労働の有無を確認する調査や監査を行っている  
(頻度や方法など、具体的に: )
- (e) サプライヤーにおいて児童労働が見つかった場合(外部団体・メディア等からの指摘を含む)の是正措置・具体的な対応について、計画やガイドラインがある  
(具体的に: )
- (f) その他、サプライチェーンにおける児童労働を防ぐための取組みを行っている  
(具体的に: )
- (g) 上記のような取組みはない、または不明

2. 意思に反する就労や不当に不利な労働条件をなくし、人身取引や強制労働を防ぐために、以下の配慮を行っていますか。(特に外国人労働者について)

(A) 自社において下記を行っている。

- (a) 「強制労働」または「人身取引(人身売買)」の禁止を企業理念、経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR方針のいずれかにおいて明文化している
- (b) 職業斡旋手数料や保証金の徴収、または債務労働(雇用者が労働者に保証金・手数料・渡航費その他の名目で借金を負わせ、その返済のために働かせること)を禁止している
- (c) 証明書・パスポート等の保管を禁止している
- (d) 労働者が外国人の場合、契約書を母国語で渡している
- (e) 離職の自由を保障している
- (f) 携帯電話・パソコンなどの所有・使用、外部との連絡、外泊・外出などを禁じていない
- (g) ルール違反があった場合の金銭徴収(罰金)、体罰、虐待などを禁止している
- (h) 労働者本人または家族に対する暴力または暴力の脅し、強制的な本国送還や賃金不払いの脅しなどによって、行動を制限することを禁止している
- (i) 新規採用労働者が人身取引の被害者でないことを確認する仕組みがある
- (j) 強制労働または人身取引についての研修を行っている
- (k) 強制労働や人身取引が発見された場合現地警察やNGOと連携する用意がある
- (l) 取組みを行っていない、または不明

(B) サプライチェーンに対して、以下を要請している。

- (a) 「強制労働」または「人身取引」を禁止すること

- (b) 職業斡旋手数料や保証金の徴収、および債務労働（雇用者が労働者に保証金・手数料・渡航費その他の名目で借金を負わせ、その返済のために働かせること）を禁止すること
- (c) 証明書・パスポート等の保管を禁止すること
- (d) 労働者が外国人の場合、契約書を母国語で渡すこと
- (e) 離職の自由を保障すること
- (f) 携帯電話・パソコンなどの所有・使用、外部との連絡、外泊・外出などを禁じないこと
- (g) ルール違反があった場合の金銭徴収（罰金）、体罰や虐待などを禁止すること
- (h) 労働者本人または家族に対する暴力または暴力の脅し、強制的な本国送還や賃金不払いの脅しなどによって行動を制限することを禁止すること
- (i) 新規採用労働者が人身取引の被害者でないことを確認する仕組みを作ること
- (j) 強制労働または人身取引についての研修を行うこと
- (k) 強制労働や人身取引が発見された場合現地警察や NGO と連携すること
- (l) 上記取組みの要請を行っていない、または不明

3. 長時間労働を防ぐために、何らかの手立てを講じていますか。

(A) 自社において、以下の取組みを行っている。

- (a) 日本の労働時間関連法令に従っている（労働時間について違反を問われたことはない）
- (b) 時間外労働の上限を決め、従うように指導している
- (c) 時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止している
- (d) 休日出勤・有給休暇等の規定があり、それに従うように指導している
- (e) 手立てを講じているかどうか不明

(B) サプライヤーに対して、以下を要請している。

- (a) その国の労働時間関連法令に従うこと
- (b) 時間外労働の上限を決め、従うように指導すること
- (c) 時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること
- (d) 休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること
- (e) 手立てを講じるよう要請しているかどうか不明

4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止（特に海外において）など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか。





- (c)労働組合の自由な結成を認めること
- (d)ユニオン（合同労働組合）への個人加入を認めること
- (e)労働組合員に対する差別やハラスメントを禁止すること
- (f)上記のような団結権・団体交渉権等に関する規定を定めることは要請していない、または不明

6. 労働者の権利の侵害について、批判を受けたことがありますか。

(A) 自社において、

- (a)ブラック企業大賞にノミネートされたことがある
- (b)過去3年以内に、労働基準関係法令違反の指摘を受けたことがある

参考：<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/170510-01.pdf>

(具体的に： )

- (c)その他の批判を受けたことがある(具体的に： )
- (d)労働者の権利の侵害について批判を受けたことはない、または不明

(B) サプライヤーにおいて。

- (a)過去3年以内に、国内サプライヤーが労働基準関係法令違反の指摘を受けたことがある

参考：<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/170510-01.pdf>

(具体的に： )

- (b) サプライチェーン（国内外問わず）における労働者の権利の侵害が批判を受けたことがある(具体的に： )
- (c)サプライチェーンにおける労働者の権利の侵害への批判を受けたことはない、または不明

7. 「2015年英国現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015)」への対応を行っていますか。

参考：「英国現代奴隷法」の概要と、同法が英国国内で事業を行う企業に求めている要求事項については、以下の「Sustainable Japan」のサイトを確認してください。「英国現代奴隷法、日本企業はどう対応するべきか～下田屋毅氏の欧州 CSR 最新動向～」

<https://sustainablejapan.jp/2016/07/13/modern-slavery-act/22928>

参考：「英国現代奴隷法」への各社の対応状況については、以下のサイトを確認してください。

<https://www.modernslaveryregistry.org/>

- (a)英国現代奴隷法への対応として、「奴隷と人身取引に関する声明」を公表している
- (b)「奴隷と人身取引に関する声明」はまだ公表していないが、準備はしている

- (c)「奴隷と人身取引に関する声明」は公表していない、または不明
- (d)英国現代奴隷法の対象外である(=イギリス国内で事業を行っていない、または世界での売上高が3600万ポンド〔約50億円〕以下である)

## **E フェアトレード**

1. 社内でフェアトレード調達を推進していますか。

注：外食産業のレストラン店舗内での提供はここでは含めず、E-2で扱います。

- (a)社員食堂での提供や接客用に、フェアトレードのコーヒー、紅茶、砂糖等を使用している
- (b)社員食堂などでフェアトレード食材(味噌、醤油、ゴマ、ゴマ油、砂糖、ハーブ類等)を使ったメニューを出している
- (c)ノベルティグッズや記念品などにフェアトレード・コットンを使用したトートバッグ、Tシャツなどフェアトレード製品を使っている
- (d)フェアトレードについての研修・セミナー等を行っている
- (e)フェアトレード以外の認証システム(UTZ認証・レインフォレストアライアンス等)の製品を調達している。(具体的に: )
- (f)その他、具体的に ( )
- (g)特にフェアトレード調達の推進は行っていない、または不明

2. 【外食】

フェアトレード商品(=フェアトレード製品を使ったメニュー)を販売していますか。

- (a)フェアトレード商品を常に提供している
- (b)フェアトレード商品を期間限定で提供したことがある
- (c)まだ提供したことはないが、フェアトレード商品の提供を計画・検討している
- (d)フェアトレード以外の認証システムの製品を提供している  
(具体的に: )
- (e)フェアトレード商品について消費者にわかりやすく説明をする工夫をしている
- (f)フェアトレード商品の提供はない、または不明

## **F. 社会のジェンダー不平等の助長および性の商品化への加担の防止**

1. 過去5年以内に、ジェンダーによる役割固定の概念を助長したり、性別・性的指向・性自認にもとづく差別を助長したりするようなテレビCM、新聞広告、看板広告等を作

成したことはありませんか。

- (a) そのような広告を作成・使用し、批判を受けたことがある  
(具体的に： )
- (b) そのような広告を作成・使用したことがあるが、特に批判は受けていない  
(具体的に： )
- (c) そのような広告の作成・使用は行っていない

2. 過去5年以内に、性的な面を強調するような女性モデルやアニメ・マンガキャラクターの起用など、性の商品化を助長するテレビCM、新聞広告、看板広告等を作成したことはありませんか？

- (a) そのような広告を作成・使用し、批判を受けたことがある  
(具体的に： )
- (b) そのような広告を作成・使用したことがあるが、特に批判は受けていない  
(具体的に： )
- (c) そのような広告の作成・使用は行っていない

3. 国内外において、買春（援助交際含む）やJKリフレ等未成年の性的搾取を伴う接待の提供・享受や、社員旅行・社員行事を禁止していますか。

- (a) 上記のような接待や社員旅行・行事を禁止している
- (b) 海外駐在員などに、特に児童買春の防止のための注意喚起を行っている
- (c) 児童買春を防止するための「コード・プロジェクト」に参加している
- (d) その他、性の商品化への加担を防ぐための取組みを行っている  
(具体的に： )
- (e) 特に対策は行っていない、または不明

4. 買春は女性の尊厳を傷つけ、人身取引への加担につながるという認識を共有し、従業員に周知徹底していますか。

- (a) 上記の内容の社内広報や研修・セミナーの機会を持っている
- (b) 特に対策は行っていない、または不明

## オ 社会、社会貢献

### A CSR活動全般

1. 中長期の経営戦略や中期経営計画にCSR活動の推進を明記していますか。またCSR方針を

- © 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

文書化していますか。(複数回答可)

- (a) 中長期の経営戦略に CSR 活動の推進を明記している
- (b) 中期経営計画に CSR 活動の推進を明記している
- (c) CSR 方針を明文化している
- (d) 上記のような位置づけはしていない

2 . CSR を担当する部署と報告書、ダイアログについて該当するものにチェックをして下さい。

- (a) 専任部署あり (注: 環境担当部署と合同の部署は可)
- (b) 専任役員あり (注: CSR に関する業務比率が半分以上の役員に限る)
- (c) CSR 活動報告書を毎年度作成し、公表している
- (d) 直近の CSR 活動報告書に第三者の関与 (レビューなど) あり
  - 第三者には NGO や自立した市民団体が含まれている
  - 第三者が NGO や自立した市民団体は含まれていない、もしくは不明

注: 環境報告書のみを作成している場合は、(c)(d)にはチェックしないでください

## B ガバナンス コンプライアンス

1. ガバナンス、コンプライアンスに関して該当するものにチェックをして下さい。

- (a) 法令順守に関する専任担当部署がある
- (b) 法令順守に関しては兼任部署で担当している
- (c) 企業倫理方針を文書化し公開している
- (d) 倫理行動規定・規範・マニュアルがある
- (e) 内部通報・告発窓口の設置 (社内) している
- (f) 内部通報・告発窓口の設置 (社外) している
- (g) 通報・告発者の権利保護に関する規定を制定している
- (h) 公益通報者保護法ガイドラインを参考にしている
- (i) タックスヘイブン当該国で事業を行わない子会社・関連会社を設立しない方針がある

注 (c) 企業倫理方針や (d) 倫理行動規定・規範・マニュアルは、自社を対象にしていることが必須です。サプライヤーも対象にしているものは含めますが、サプライヤーのみを対象にしたものは不可とします。

2. 次のネガティブ情報を公開していますか。

- (a) 内部通報 (相談含む) ・内部告発件数
- |         |   |         |   |         |   |
|---------|---|---------|---|---------|---|
| 2015 年度 | 件 | 2016 年度 | 件 | 2017 年度 | 件 |
|---------|---|---------|---|---------|---|

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (b) 公正取引委員会など関係官庁からの勧告件数  
 2015年度 件 2016年度 件 2017年度 件
- (c) 国内での不祥事などによる操業・営業停止件数  
 2015年度 件 2016年度 件 2017年度 件
- (d) 国内でのコンプライアンスに関わる事故・事件で刑事告発件数  
 2015年度 件 2016年度 件 2017年度 件
- (e) 海外での価格カルテルによる摘発件数  
 2015年度 件 2016年度 件 2017年度 件
- (f) 海外での贈賄による摘発件数  
 2015年度 件 2016年度 件 2017年度 件
- (g) 海外での (e) (f) 以外の摘発件数  
 2015年度 件 2016年度 件 2017年度 件
- (h) 上記情報は全て公開していない、もしくは不明

注：件数が0の場合のみ0を記入してください 不明の場合は無記入にしてください。

### C 投資基準

1. 他社の株を取得、保有する際に SRI の基準がありますか。

基準があり、公表している

その基準には下記の項目がありますか。

- (a) 国連グローバル・コンパクト、GRI ガイドライン、ISO26000 を署名、参加、活用している企業を優先する
- (b) 国連ビジネスと人権に関する指導原則を尊重する企業を優先する
- (c) 児童労働問題の解決に積極的に取り組んでいる企業を優先する
- (d) 気候変動防止（温室効果ガス削減）に積極的に取り組んでいる企業を優先する
- (e) 石炭火力発電を行う企業には投資しない
- (f) 生物多様性条約・ボンガイドライン、ワシントン条約を遵守する企業を優先する
- (g) 核兵器及び核兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に投資しない
- (h) 原子力発電を行う企業、原子力発電の基幹設備を製造する企業には投資しない
- (i) 化学兵器及び化学兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に投資しない
- (j) 同一労働・同一賃金を推進する企業を優先する
- (k) 非正規雇用を廃止し、正規雇用に移り替えていく取り組みを進めている、もしくは非正規雇用をしない原則のある企業を優先する
- (l) 国際労働機関(ILO)中核的労働基準を尊重する企業を優先する
- (m) 家畜動物の「5つの自由(Farm Animal Welfare Council)」を尊重する企業を優先する
- (n) 木材のサプライチェーンに関わる企業による違法伐採木材の使用禁止を明確にして

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

いる企業を優先する

- (o) 紛争鉱物問題に対して積極的に対応する企業を優先する
- (p) このような基準がない、もしくは公表していない。

2 SRI インデックス構成銘柄に選定されていますか。

- (a) はい、次の SRI インデックス構成銘柄に選定されています。

- 
- (b) いいえ、SRI インデックス構成銘柄に選定されていません。もしくは不明。

## D 社会貢献活動

1. 社会貢献活動助成・寄付等の額を記述してください。

社会貢献活動支出額総額 2015 年度 百万円 2016 年度 百万円 2017 年度 百万円  
うち、寄付金総額 2015 年度 百万円 2016 年度 百万円 2017 年度 百万円

注：この調査票における「社会貢献活動」の定義は、「自発的に社会の課題に取り組み、直接の対価を求めることなく、資源や専門能力を投入しその解決に貢献する」（日本経団連・企業行動憲章に基づく）活動で、その中から政治献金を除いたものを指します。

2. NGO/NPO、市民活動、自主的な地域活動に対して、次のような助成活動、サポート活動がありますか。

注：大学等への研究助成は除く。注 (a)～(d)は公募型に限ります。

- (a) 独自に財団、公益信託を設置し公募型の活動助成制度を運営している  
財団、公益信託の名称 [ \_\_\_\_\_ ]  
2017 年度助成件数 \_\_\_\_\_ 件 助成総額 \_\_\_\_\_ 円
- (b) 他者が設置した財団等と協働で公募型助成事業を行っている。もしくはコミュニティ財団の公募型助成金に対して拠出している  
財団等との協働公募助成 2017 年度助成件数 \_\_\_\_\_ 件 助成総額 \_\_\_\_\_ 円  
コミュニティ財団への拠出の場合は総額 \_\_\_\_\_ 万円
- (c) マッチングギフトで、公募型活動助成を行っている  
2017 年度助成件数 \_\_\_\_\_ 件 助成総額 \_\_\_\_\_ 万円
- (d) 社員や社員 OB からの寄付金で、公募型活動助成を行っている  
2017 年度助成件数 \_\_\_\_\_ 件 助成総額 \_\_\_\_\_ 万円
- (e) 活動助成ではなく、NGO/NPO 等の組織力・基盤力強化のサポートをしている  
2017 年度助成件数 \_\_\_\_\_ 件 助成総額 \_\_\_\_\_ 万円
- (f) 社として NGO/NPO の会員になっている

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

(NGO/NPO の名称 \_\_\_\_\_ 年から)

(g) NGO/NPO、市民活動、自主的な地域活動に対して顕彰活動（賞金あり）を行なっている。2017 年度顕彰件数 \_\_\_\_\_ 件 賞金総額 \_\_\_\_\_ 円

(h) このような取り組みはない、もしくは不明。

3. 取り組んでいる（きた）社会貢献活動（地域社会参加、教育活動、文化・芸術・スポーツ活動、国際交流活動、人権擁護活動、環境活動、平和・非暴力等）についてお答えください。

ア 貴社の社会貢献活動に明確な方針や体系等がありますか

(a) 明確な方針等がある

(方針等の名称： \_\_\_\_\_ )

(参考URL： \_\_\_\_\_ )

(b) 明確な方針等はない、もしくは不明

イ 貴社の社会貢献活動として、特徴あるもの、成果を上げてきたものの名称、概要、NGO/NPO との連携、参考 URL を 3 つまで記述してください。

注：主な活動目的が生物多様性の保全に関するものは、ここではなく「イ環境 D 7」にご記入ください。

注：CSR 報告書、ウェブサイトで明記されたものから記述しています。地域社会参加、教育活動、文化・芸術・スポーツ活動については東洋経済新報社「[CSR 企業総覧 2019](#)」の回答データを使用しました。

(1) プログラム名

-----  
プログラムの概要

-----  
NGO/NPO との連携

-----  
参考 URL:

(2) プログラム名

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。





- (b) 世界の子どもを対象にした記載がある。
- (c) 国内外、特に対象を限定せずに「次世代育成」に関する記載がある。
- (d) 特に記載はない。(または方針自体がない)

注：この設問における「次世代」には、事業社内の社員育成は含みません。

2. 国内外を問わず下記のような「次世代（子ども）育成を支援する」具体的な活動を社外で行っていますか。（a～fは複数回答可。具体的内容を明記してください）

- (a) 経済的な理由などにより、必要な医療が受けられない子どもへの医療支援
- (b) 経済的な理由などにより、必要な教育が受けられない子どもへの教育支援
- (c) 社会的な理由により経済的困窮にある子どもへの生活支援
- (d) ハンディキャップを持った子どもへの日常生活支援、教育支援
- (e) 自然体験をはじめ、子どもが環境教育や環境活動にふれる機会の創出
- (f) 伝統芸能や地域文化の保全活動に、子どもが参加できる機会の創出
- (g) 食育など、食に関する子どもの育成機会の提供
- (h) その他（ \_\_\_\_\_ ）
- (g) 社外において次世代育成支援活動は実施していない

注：この設問における「次世代」には、事業社内の社員育成は含みません

## **F 格差の是正**

1 国内で広がる収入・待遇等の格差を是正するために次のような取り組みがありますか。

- (a) 「同一労働、同一賃金」を採用している
- (b) 「同一労働、同一賃金」原則を採用する方針がある
- (c) 非正規雇用者を正規雇用へ登用する仕組みがあり、かつそれを公表している
- (d) 非正規雇用者を正規雇用へ登用した実績・人数を公表している
- (e) 非正規雇用者に正規雇用者と同等の有給休暇・各種休暇制度を実施している
- (f) 非正規雇用者を全員正規雇用にする方針がある
- (g) 基本的に雇用は正規のみとしている
- (h) 能力・業績評価基準（従業員用）を従業員に公開している
- (i) 上記のような取り組みはない、もしくは不明

2 2012年度と2017年度の内部留保額（利益剰余金）を記入してください

内部留保額（利益剰余金）

2012年度末 \_\_\_\_\_ 億円      2017年度末 \_\_\_\_\_ 億円

## 力 平和・非暴力

### A 平和・暴力への関与についての方針

1. 企業理念や経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針等の中で「平和」について次のように位置づけていますか。(複数回答可)

注：理念、ビジョン、方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合は a～g にチェックしないでください。

注：「平和」を明記していても「軍事力の均衡」「国防の強化」等を中心に規定しているものは除きます。

- (a) 企業理念、経営理念の中心コンセプトの一つとして「平和」「非暴力」を明記している
- (b) 企業理念、経営理念に中心的なものではないが「平和」「非暴力」を本文に明記している
- (c) (中長期) 経営戦略もしくは経営ビジョンに「平和」「非暴力」を中心コンセプトの一つとして本文に明記している
- (d) (中長期) 経営戦略もしくは経営ビジョンに中心的なものではないが「平和」「非暴力」を本文に明記している
- (e) CSR 方針等の本文に「平和」「非暴力」を明記している
- (f) (a)～(e)にチェックがあり、「非核」「核兵器のない世界」等を本文に明記している
- (g) (a)～(e)にチェックはないが、企業理念、経営理念、経営戦略、経営ビジョン、CSR 方針等に「非核」「核兵器のない世界」等を本文に明記している
- (h) 理念、ビジョン、方針の本文にはないが、それにそれに基づく方針等やウェブサイト等の付帯説明文に「平和」「非暴力」を明記している
- (i) CSR 方針の本文にはないが、ウェブサイト等の付帯説明文に「平和」「非暴力」を明記している。注 (e)にチェックがない場合のみチェックしてください
- (j) 代表メッセージに「平和」「非暴力」「非核」「核兵器のない世界」を明記している。
- (k) 上記のような位置づけはしていない、もしくは不明

### B 軍との関わりについての方針

1. 軍との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか。

- (a) あらゆる軍への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- (b) 侵略行為に及んでいる軍隊への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- (c) クラスター兵器や化学兵器など国連が認めるところの非人道的兵器を使用している軍への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (d) 上記のような方針等はない、もしくは不明

### C 武装勢力と関わらない方針

1. 正規軍ではない武装勢力との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか。

- (a) あらゆる武装勢力への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- (b) あらゆる武装勢力への原材料の調達などを通じた資金供与をしないなどの方針がある
- (c) 上記のような方針等はない、もしくは不明

### D 暴力団と関わらない方針

1. 暴力団との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか。

- (a) 暴力団への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- (b) 暴力団への資金供与につながる行為を一切しない方針がある
- (c) 上記のような方針等はない、もしくは不明

### E 兵器産業との関わりについての方針

1.兵器産業との関わりについて自社の経営方針等に規定していますか。

注:殺傷や破壊を目的とした、いわゆる兵器にあたる装備や技術を「兵器」と表記しています。

- (a) 兵器産業について全く関わらない方針を規定している
- (b) 兵器産業について直接の取引をしない方針を規定している
- (c) 上記のような方針等はない、もしくは不明

### F. 紛争地域における資源・原材料調達

1. 調達方針について

- (a)武装勢力の資金源となる等、紛争に関わらないことを定めている

それは、どの資源・原材料についてですか。

- (あ) 鉱物  (い) その他 (具体的資源・原材料名: )

- (b) そのような方針はない、もしくは不明

解説:

戦争・紛争・兵器等によって命の危険にさらされない、人種・民族・文化・信仰・性別・身体的特徴によって迫害されない、大規模開発によって住む場所を汚染・収奪されない、あらゆる拷問・拉致・暴力行為を受けない平和な社会を私たちは望んでいます。社会の一員である企業が、平和・非暴力を進めるステークホルダーの一つとしてその姿勢を打ち出し、実行しているかは、国内が戦争状態になくても、非暴力社会の内実を強めていくことは現実かつ重要な課題ですし、調達先を海外に置いている企業においては、その国の社会や自然、文化

にどのような影響を及ぼすかはとても重要なことである、と私たちは考えています。

## キ アニマルウェルフェア

### A アニマルウェルフェアの基本的、包括的なポリシー、方針等

1. 企業理念や経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針の中でアニマルウェルフェアの増進および動物利用の削減について明記していますか。または行動計画や生産・調達基準がありますか。CSR・環境報告書の中で記載されていますか。

- (a) 企業理念、経営理念、(中長期)経営戦略、CSR 方針の中にアニマルウェルフェアの増進、動物利用の削減を明記している
- (b) 代表者や責任ある立場の担当者による取材やアンケート回答などでアニマルウェルフェアを増進および動物利用の削減に取り組むことを言及している
- (c) CSR 報告書または環境報告書にアニマルウェルフェアについて記載がある
- (d) 上記のような明記、計画、基準、記載はしていない、もしくは不明

解説 アニマルウェルフェアの管理のアプローチを広範囲に実行するために、事業・経営に関わる課題として動物の福祉を捉えることは、重要なステップです。アニマルウェルフェアがビジネスに関与する方法と理由を、経営方針、各種報告書、各種計画書、およびリリースやインタビュー、NGO への回答等により明文化されることは、アパレル企業、食品企業、流通企業、外食企業等動物性素材を利用する企業にとって良い実践となります。ポリシーの有無が実施の保証をもたらさないかもしれないとはいえ、ポリシーの欠如は家畜福祉がビジネス課題に関してないというはっきりした徴候です。

また動物性素材の削減を実践することも動物への配慮や環境への配慮につながります。

2. 上記やアニマルウェルフェアや動物への配慮に関するポリシー等は、地域・動物種・商品で限定されていますか。

#### ア 地域

- (a) 国内外を問わずすべての地域、支社において適用される
- (b) 一部の地域において適用される
- (c) 地域への言及はない。もしくは不明

#### イ 動物種

- (a) すべての種において適用される
- (b) 一部の種において適用される

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (c) 種への言及はない。もしくは不明
- ウ 商品
- (a) すべての商品において適用される
- (b) 一部の商品に限定される
- (c) 商品への言及はない。もしくは不明

3. 上記アニマルウェルフェアや動物利用の削減に関するポリシーをどのようにサプライチェーンや委託業者においても徹底するか明確にしていますか。

- (a) サプライチェーンや委託業者に対してアニマルウェルフェアのポリシーや目標、ガイドライン、手法等を共有している
- (b) サプライチェーンや委託業者との契約においてアニマルウェルフェアの実効性を求めている
- (c) 明確にしていない、もしくは不明

解説 アニマルウェルフェアに関するビジネスリスクや機会の多くは、サプライチェーンが関わります。企業はそのサプライヤーや委託業者のアニマルウェルフェアへの取り組みを監視、または要望することで、強い影響をおよぼすことが可能です。

## **B ガバナンスと管理**

1. アニマルウェルフェアや動物利用の削減についての管理責任を個人または特定の部署に割り当てていますか。

- (a) 責任を管理するための部署または担当者が置かれている
- (b) 方針の実施をどのように取締役会または経営陣が管理監督するかについての詳細が公開されている
- (c) 明確な管理責任者がいない、もしくは不明

解説 アニマルウェルフェアの管理を見る時、監視と実施責任は重要です。必要に応じて(例えば組織のアニマルウェルフェア方針と他のビジネス目的の間に緊張関係があるなど)、経営陣がアニマルウェルフェアのビジネス上の意味を認識しいつでも確実に介入できるようにするために監視は必要です。しかし、効果的にアニマルウェルフェアを管理する方法の特定の詳細について、監視責任を負う担当者がアニマルウェルフェアを効果的に管理する方法、理論をほとんど知らないことがしばしばあります。したがって、アニマルウェルフェア方針が実行され、そして、家畜福祉が効果的に管理されることを確実にすることに対して責任がある担当者が配置されていることが重要です。

2. アニマルウェルフェアや動物利用の削減の管理のための、目標やターゲットを設定していますか。

- (a) 目標やターゲットは設定されており、またアクションプランが明確化され、スケジュールの遅れを追求することができる
- (b) 目標やターゲットは設定されているが、それをどのように達成するか情報が無い
- (c) 目標やターゲットがない、もしくは不明

解説 目標やターゲットはポリシーの遵守におけるポイントであり、持続可能なアクションに換算されます。また、その目標やターゲットの遅れの責任や原因を突き止めることも可能になります。

3. アニマルウェルフェアポリシーや動物利用の削減に関する目標に対する成果を報告していますか

- (a) 目標やターゲットの達成度や進捗、成果が報告されている
- (b) 目標やターゲットの達成度や進捗、成果が報告されていない

解説 企業はアニマルウェルフェアのポリシーや目標の達成度、進捗や成果を報告し、公表することが必要です。

4. アニマルウェルフェアや動物利用の削減に関するポリシーが効果的に実施されることを保証するための内部プロセスがあるか。

- (a) アニマルウェルフェアが実行されていない場合の対応方法、手順等が明示されている。
- (b) 従業員に対し、トレーニングや教育、社内報等においてアニマルウェルフェアの情報が提供されている
- (c) プロセスがない、もしくは不明

解説 アニマルウェルフェアポリシーの効果的な実行は、ポリシー実行の監視をする従業員の意識と知識、およびポリシーが守られない場合に迅速に対応できるかどうかにかかっています。

## C アニマルウェルフェア 具体的な取り組み

1. 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、動物の閉鎖的監禁や集中的なシステム(妊娠ストール、分娩ストール、単独飼育、パタリーケージ、繋ぎ飼育、過密飼育等)を回避するための立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。【**外食**】【**取り扱いのある企業**】

- (a)  
妊娠ストール  (あ) 廃止済み  (い) 段階的廃止の過程にある

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- 分娩ストール  (う) 廃止済み  (え) 段階的廃止の過程にある  
 単独飼育  (お) 廃止済み  (か) 段階的廃止の過程にある  
 ケージシステム(バタリーケージ・エンリッチドケージ)  (き) 廃止済み  (く) 段階的廃止の過程にある  
 繋ぎ飼育  (け) 廃止済み  (こ) 段階的廃止の過程にある  
 過密飼育  (さ) 廃止済み  (し) 段階的廃止の過程にある  
 (b) 改善の検討を行っている  
 (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明

解説 上記のように極端に行動を制限する飼育方法を避けることは、アニマルウェルフェアにおいてよい実践になります

- 2 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、慣習的部分切除や麻酔なしの外科的処置を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。【**外食**】【**取り扱いのある企業**】

- (a)  
 麻酔なしの去勢  (あ) 廃止済み  (い) 段階的廃止の過程にある  
 牛の慣習的部分切除: 除角、焼印、断尾  (う) 廃止済み  (え) 段階的廃止の過程にある  
 豚の慣習的部分切除: 歯切り、断尾、耳刻  (お) 廃止済み  (か) 段階的廃止の過程にある  
 鶏の慣習的部分切除: クチバシの切断  (き) 廃止済み  (く) 段階的廃止の過程にある  
 (b) 改善の検討を行っている  
 (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明

解説 多くの畜産動物はその体の一部を麻酔なしに切断されており、その切除により急性、慢性の苦痛にさらされています。

- 3 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、動物性製品をとおして遺伝子操作やクローニングを避けるための、立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。【**外食**】【**取り扱いのある企業**】

- (a) 遺伝子操作やクローニングを避けるための立場を明確にしている  
 (b) 部分的に立場を明確にしている  
 (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明

解説 遺伝子工学もクローニングも、アニマルウェルフェアの問題を生み出しています。



4. 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、抗菌剤(抗生物質)の予防的使用や成長促進目的の医療、成長ホルモン等成長促進剤の使用を避けるための、立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【**外食**】【**取り扱いのある企業**】

- (a) 抗菌剤の予防的使用を避けるための立場を明確にしている
- (b) 抗菌剤の予防目的の使用の量を減らす立場を明確にしている
- (c) 成長促進目的の使用を避けるための立場を明確にしている
- (d) 立場を明確にしていない、もしくは不明

解説 人間と動物に対する抗菌剤の濫用は、抗菌剤への耐性強化に直接的に関係しています。農場での抗菌剤の(主にエサや水を通しての)使用はしばしば予防のためと言われますが、動物が狭くストレスの多い集中型農業の中に置かれることで、免疫系が危険に晒され、病気の感染が急速に広がります。企業は、日常的に投与する抗生物質を減らすことに専念し、疾患予防のために抗菌剤を日常的な使用に依存していない動物の生産システムを開発することが期待されています。また、成長促進剤の使用はアニマルウェルフェアに関わる問題を引き起こしています。さらに抗菌剤の成長促進目的の使用は EU では禁止され US でも規制が進んでいます。抗菌剤の使用は深刻な健康被害をもたらはじめており FAO、WTO、OIE も共同で取り組む課題となっています。抗菌剤の使用の有無、使用量の制限はアニマルウェルフェアへの取り組みの指標となります。

5. 生産又は調達する畜産物または動物性衣料品素材において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、飼育過程で死亡または疾病にかかり屠畜ができない動物の殺処分方法(淘汰方法)についての立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【**外食**】【**取り扱いのある企業**】

- (a) 全ての動物種において立場を明確にしている
- (b) 一部の動物種においては立場を明確にしている
- (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明

解説 飼育過程で死亡又は疾病や障害を負った動物の殺処分において、しばしば放置による衰弱死、生きたまま焼却、地面に叩きつけて殺害するなどの違法性のある方法がルーチン化されているケースがあります。これらの悪習を容認する農場の畜産物を避けることは、企業にとって必要なことです。

6. 生産又は調達する畜産物または動物性衣料品素材において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、と畜場におけるアニマルウェルフェアについての立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【**外食**】【**取り扱いのある企業**】

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。



ア スタニング(気絶処理)

- (a) と畜前のスタニングを行わない動物の肉を避けるための立場を明確にしている
- (b) 一部の種において屠畜前のスタニングを行わない動物の肉を避けるための立場を明確にしている
- (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明

イ 飲水について

- (a) すべての種、地域、商品において水飲み場が設置されていないと畜場で屠畜された畜産物を避けるための立場を明確にしている
- (b) 一部の種において水飲み場が設置されていないと畜場で屠畜された畜産物を避けるための立場を明確にしている
- (c) 立場を明確にしていない、もしくは不明

解説 日本の牛と豚のと畜においては多くの場合、と畜前のスタニングを行っているが、一部地域、または一部商品においてスタニングを行っていないケースがあります。また、鶏の場合、電気槽を経ずに失血させる食鳥処理場もあります。なお、欧米では鶏の電気槽での意識喪失はしばしば失敗することがあるため、Controlled-Atmosphere Killing または Controlled atmosphere stunning (CAS)などのより人道的な方法の研究、移行が始まっています。動物利用において最もセンシティブな工程であるからこそ、企業は明確なスタンスを持ち、労働環境とともに科学的にアニマルウェルフェアに配慮する必要があります。

また、日本では牛のと畜場の45%、豚のと畜場の75%に飲水設備が設置されていませんが、OIEのアニマルウェルフェアコードでは設置が必要とされています。屠畜される最後の日に飲水ができることは動物への最低限の配慮です。

なお、ハラル向けであってもスタニングを行うことは許容されるようになっています。(例:北海道)

## 動物実験

7. 化粧品(医薬部外品含む)、食品、その他商品の動物実験(原料を含む)を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。

ア 化粧品(医薬部外品・原材料を含む) **【家電】【外食】**で該当する商品を扱っている場合

- (a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある
- (b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている
- (c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある
- (d) 策定していない、もしくは不明

イ 食品 **【外食】**

- (a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある
- (b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている

(c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある

(d) 策定していない、もしくは不明

ウ その他商品(医薬品、文房具、虫よけ・殺虫剤(原材料を含む)等製造するもの)

**【家電】【外食】で該当する商品を扱っている場合**

(a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある

(b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている

(c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある

(d) 策定していない、もしくは不明

化学物質を含む原材料、および製品等の安全性、効果を確認するために多くの場合動物実験が行われています。

8. 化粧品(医薬部外品含む)、食品、トイレタリー製品、文房具、虫よけ・殺虫剤等において動物実験(原料を含む)が行われた商品避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。**【家電】【外食】で該当する商品を扱っている場合**

(a) 全ての分野、地域において動物実験を行った商品避ける指針等がある

(b) 一部の分野に限定して、動物実験を行なった商品避けるための指針等がある

(c) 動物実験を行なった商品避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある

(d) 策定していない、もしくは不明

9. 動物実験倫理委員会、外部監査を行っており、動物実験の3Rsの推進に取り組み、かつそれらを公表していますか。**【家電】【外食】で該当する場合**

(a) 動物実験を行わない方針があるため策定していない

(b) 動物実験倫理委員会を持ち、審査結果の公表を行っている

(c) 動物実験に関し外部監査を行っており、結果を公表している

(d) 動物実験の3Rsの取り組みについて、進捗状況、対応状況を公表している

(e) 動物実験を行うまたは委託しているが、上記を行っていない又は不明

動物実験が行われる分野が何であれ、その妥当性、動物実験以外の方法の優先的検討、苦痛の軽減や数の削減の検討、エンドポイントの検討等が事前に行われることは必要な工程であり、OIEのコードにもなっている国際的なルールです。なお、倫理審査委員会には「一般社会を代表する民間人1名。科学および動物のケアに関係しておらず、また、研究において動物を使用することにも関与していない者。」が参加することとされています。

和訳 参照：<http://animals-peace.net/animalexperiments/oieterrestrial-animal-health-code.html>

10. 動物を利用しない人間ベースの試験方法(動物実験代替法)の推進をしていますか。**【家電】**

(a) 動物実験代替法の開発を行い、実用化に向けて取り組んでいる

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

- (b) 動物実験代替法の開発に投資または補助を行っている
- (c) 動物実験代替法の開発を行っている
- (d) ない、もしくは不明

動物実験を何らかの形で行う企業は、代替法（動物を利用しない人間ベースの試験方法）への寄与を行うことは社会的責任の一つであり、評価されるべきポイントです。

11. 社会的に残酷性があると判断されている動物性素材（フカヒレ、フォアグラ、毛皮、ミュールジングをしたウール、アンゴラ、ライブプラッキングをしたフェザーダウン、フォアグラ生産の水鳥から得たフェザーダウン、養殖により得られたエキゾチックアニマルの皮革）を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

- (a) 動物性素材全般
- (b) フカヒレ
- (c) フォアグラ
- (d) 毛皮
- (e) ミュールジングをした可能性のあるウール
- (f) アンゴラ
- (g) ライブプラッキングをされた可能性のある又はフォアグラ生産の水鳥から得たフェザーダウン
- (h) 養殖によって得られたエキゾチックアニマルの皮革
- (i) 野生動物から得た素材
- (j) 策定していない、もしくは不明だが行っていない
- (k) 策定していない、もしくは不明

製品の一部（カバーや内容物等）には上記が含まれる可能性があります。

12. 動物利用（広告や支援を含む）を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

- (a) 生きた動物の繁殖、売買
- (b) 生きた動物の展示、レンタル
- (c) 生きた動物を利用した集客等の動物利用
- (d) 策定していない、もしくは不明だが行っていない
- (e) 策定していない、もしくは不明だが行っている

動物は親子連れへの訴求や子供の関心を引くため等のために、安易に使用されるプロモーションの一つですが、これらのレンタルや売買の裏には、多数の動物の犠牲や福祉的課題が内包されています。

13. 生きた動物の輸送について、ポリシーや経営計画、NGO 等への調査回答等で明らかにしていますか。

ア 生きた動物の輸送の有無 について

- (a) 生きた動物の輸送を行わないことを明らかにしており、また荷受け時に荷物が生きた動物ではないことを確認している
- (b) 生きた動物の輸送を行わないことを明らかにしている
- (c) 実験動物等一部の動物については輸送を行わないことを明らかにしている
- (d) 策定していない、もしくは不明

イ 輸送時のアニマルウェルフェアについて

アで(a)(b)にチェックがない場合下記にお答えください。

- (a) 次の輸送時のアニマルウェルフェアの規定がある
  - (あ) 生きた動物を輸送する店舗ごとに動物の取扱責任者が決められている
  - (い) 生きた動物を輸送する店舗ごとにかかりつけ獣医師との契約が行われている
  - (う) 生きた動物を輸送する上で、異なる動物種の動物または荷物と一緒に輸送しないことが決められている
  - (え) 生きた動物を輸送する上で、全ての動物ごとの温度管理、湿度管理等の個別管理輸送を行っている
  - (お) 生きた動物を輸送する上で、長距離輸送される全ての動物に対し、輸送中に定期的な給餌給水を行っている
- (b) 策定していない、もしくは不明

14. 生産販売する畜産や動物実験に関わる設備や機械、サービス、またはシステム等は、工場畜産や動物実験等の動物利用を支援するものですか、またはアニマルウェルフェアや動物利用削減を支援するものですか。【家電】

- (a) 動物利用に関わる設備、機械、サービス、またはシステム等を生産しない方針である
- (b) アニマルウェルフェアや動物利用削減を支援するものである
- (c) 工場畜産や動物実験等の動物利用を支援するものである

#### D 環境・人権・倫理への影響

© 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

1. 熱帯雨林、森林、海洋、河川又は生産加工地域の生態系の破壊に関与している畜産物、飼料、動物性素材を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【家電】【外食】
- (a) すべての商品、地域において策定されている
  - (b) 一部の商品、一部の地域においてのみ策定されている
  - (c) 策定していない、もしくは不明
2. 動物性食品、素材の利用を減らすための取り組みがある。【家電】【外食】
- (a) 減らすことを目的とした商品が売られている
  - (b) 減らすことを目的としたポリシーを持っている
  - (c) 減らすことを目的とした社会運動に参加している
  - (d) 策定していない、もしくは不明
3. 利用する商品の皮革・毛皮のなめし加工の工程において、その薬剤による地域の公害(河川の汚染、地下水の汚染、土壌の汚染、地域住民の健康被害等)を引き起こす素材を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【家電】
- (a) すべての商品、地域において策定されており、実行している、若しくは関連する商品を取り扱わない
  - (b) すべての商品、地域において策定されており、移行中である
  - (c) 一部の商品・地域・種類(土壌のみ等)において策定されている
  - (d) 策定していない、もしくは不明
4. 遺伝子組換え飼料を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【外食】
- (a) 全て避けることを明らかにしている
  - (b) 減らすことを明らかにしている
  - (c) 策定していない、もしくは不明
5. 輸入飼料を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【外食】
- (a) 全て避けることを明らかにしている
  - (b) 減らすことを明らかにしている
  - (c) 策定していない、もしくは不明

#### ※用語説明

- © 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク  
本会の承諾のない複写、配布を禁じます。

妊娠ストール:母豚を身動きができないよう拘束し飼育するシステム  
分娩ストール:分娩前及び出産後の母豚を身動きができないよう拘束し飼育するシステム  
フィードロット:牛や豚、その他動物を太らせるために囲い込み餌を食べ続けさせるシステム  
単独飼育:社会性のある動物(ほぼすべての哺乳類、鳥類)を単独で仕切って飼育する方法  
バタリーケージ:採卵用の鶏を巣箱や止まり木もないケージにギュウギュウに閉じ込め飼育するシステム  
繋ぎ飼育:乳牛、一部の肉牛で行われる繋ぎ飼育  
強制給餌:水鳥の口から太い鉄パイプを胃に差し込み強制的にエサを流し込むフォアグラ又は北京ダックを作るための給餌方法  
過密飼育:一平米あたりEUは13羽、日本は19羽詰め込む等、特にブロイラー(肉用鶏)の過密飼育がひどいと言われるが、豚などの過密飼育も増加している  
去勢:豚及び牛において、麻酔なしの去勢手術が行われている  
除角:乳牛、肉用牛において神経の通る角の切除(切除及び焼きごてで焼く)が行われる、切断すると血が吹き出したり失神したりすることもある  
歯切り:無麻酔のまま豚の切り歯と犬歯8本をペンチで潰し切る 人と同じで歯には神経が通っている  
断尾:無麻酔のまま、生後7日前後の子豚の尻尾を切断する  
クチバシの切断(デビーキング):鶏や鴨のクチバシ(主に上クチバシ)を焼き切る  
ミュールジング:羊への蛆虫の寄生を防ぐため、子羊の臀部(陰部)の皮膚と肉を切り取る  
フカヒレのためのヒレ切り(フィニング):フカヒレを取るためにサメのヒレを切り取る。その後胴体を海に沈めるなどされる(死亡する)  
耳刻:豚の個体管理のために耳に切込みを入れること  
焼印:動物の個体管理のために焼印をすること

以上